

— 平成 25 年度 —

事業報告書

平成 26 年 6 月

一般社団法人 日本私立歯科大学協会

平成25年度事業報告及び収支決算報告

第78回 総 会
平成26年6月23日(月)
於 KKRホテル東京

目 次

I 事業報告

1. 個別事項

(1) 歯科医師需給問題について	3
(2) 歯科医師国家試験について	17
(3) 歯科医師臨床研修について	19
(4) 診療参加型臨床実習について	19
(5) 附属病院の感染対策について	21
(6) 歯学教育の認証評価について	24
(7) 協会の「広報戦略」について	24
(8) 私立歯科大学(学部)の財政等の現状について(平成24年版)・・	29
(9) 広報の発行(第66号・第67号)について	29
(10) 受験生確保対策事業について	32
(11) 研修事業について	32
(12) 日本私立歯科大学協会の新法人への移行について	32
(13) 総会、部会の開催日について	35
(14) 厚生労働省歯科専門職の資質向上検討会について	35
(15) 日本歯科医師会から文部科学大臣への要望書の提出について	45
(16) 私学関係諸団体との提携・協力及び援助について	45

2. 会 議

(1) 総 会

・第76回総会(H25.6.17)	46
・第77回総会(H26.3.24)	49

(2) 理事会

・第1回(H25.4.23)	53
・第2回(H25.5.29)	53
・第3回(H25.6.17)	55
・第4回(H25.7.26)	56
・第5回(H25.8.20)	56
・第6回(H25.9.20)	56
・第7回(H25.10.30)	57
・第8回(H26.3.4)	59
・第9回(H26.3.24)	61

（３）部会・委員会	
①教育・研究部会	
・第１回（H25. 6. 17）	63
・第２回（H26. 3. 24）	63
②病院部会	
・第１回（H25. 6. 17）	63
・第２回（H26. 3. 24）	64
③経営部会	
・第１回（H25. 6. 17）	64
・第２回（H26. 3. 24）	64
④広報委員会	
・第１回（H25. 10. 10）	65
・第２回（H26. 2. 20）	65
⑤受験生確保対策委員会	
・第１回（H25. 10. 11）	65
⑥研修委員会	
・第１回（H25. 10. 22）	65
⑦附属病院感染対策協議会	
・第４回（H25. 6. 17）	66
・第５回（H25. 12. 3）	66
（４）事務局長会議	
・第１回（H25. 5. 24）	67
・第２回（H26. 2. 27）	67
３．研修会	
（１）第 35 回附属病院管理運営事務研修会（H25. 11. 7～8）	68
（２）第 11 回事務職員研修（H26. 2. 24～25）	73
Ⅱ 収支決算一平成 25 年度日本私立歯科大学協会収支決算報告書	78
Ⅲ 平成 26 年度日本私立歯科大学協会事業計画	89
Ⅳ 平成 26 年度日本私立歯科大学協会収支予算	93
Ⅴ 日本私立歯科大学協会第 20 期役員名簿	95
Ⅵ 正会員の入会・退会及び会員名簿	96
Ⅶ 資料	
１．私立歯科大学・歯学部募集人員の推移	98
２．平成 25 年度入試結果	99
３．平成 26 年度私立歯科大学・歯学部入学者選抜実施計画表	100
４．私立歯科大学・歯学部学費一覧	101
５．平成 26 年度入学志願者・受験者状況（中間）	102

I 事業報告

1. 個別事項

(1) 歯科医師需給問題について

1. 第3回理事会（H25.6.17）及び第76回総会において、中原会長から、平成25年度入試結果について、6月12日に文部科学省・村田医学教育課長へ報告したことに関して次の報告があった。

○ 同課長からは、「現在、自分が一番心配していることは歯学部の方のことである。超高齢社会の現下、歯科に対する国民の期待がますます大きいからこそ、是非、各大学も協会も質の向上に努めて頂きたい」との要請があり、合わせて、「入試結果については、文部科学省としても精査をし、近いうちに文部科学大臣へ報告をするとともに、事務サイドとしても必要に応じてフォローアップしていきたい」との話があった。

○ こちらからは、質を向上させるためにも志願者を増加させたいことと、入試状況は、ここ1、2年で落ち着くという予測であることを伝えた。

なお、同課長は、募集定員の削減率と入学者数の関連については何ら触れなかった。

2. 第7回理事会（H25.10.30）において、川添会長から次の報告があった。

○ 10月1日付けで文部科学省の幹部に人事異動があったので、一昨日、小林専務理事と事務局長とともに挨拶に伺った。

小松私学部長、袖山医学教育課長、森私学行政課長、氷見谷参事官、手島医学教育課大学病院支援室長等と挨拶を交わした。特に、袖山医学教育課長とは、10分間ほど面談し、同課長からは、

① 現在、医学部増設問題が動いていること、

② 歯学部については、前任の村田課長からの引き継ぎでもあるが、「質の担保」に最大限の努力をお願いすること、

③ また、診療参加型臨床実習や分野別の認証評価についても、よろしく願いたい

等の話があった。

3. 第8回理事会（H26.3.4）において、文部科学省歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議委員である川添会長及び井出副会長から、2月24日に開催された同協力者会議の概要について次のような説明があった。（別記1）

○ 今年度の初会合であった。

○ 同協力者会議の座長から、同協力者会議による国公私立の歯学部全体の評価に当たっては、これまではいわば減点方式であったが、今後はそれのみではなく、各歯学部の教育研究上の特色ある取り組み等をいわば加点する方式を採り入れる方向であることの説明があった。

○ 分野別認証評価については、今後、医学部同様、歯学部も進めて行くという方向であった。また、診療参加型臨床実習の在り方についても各歯学部も前向きに取り組んで頂きたいとの方向であった。

○ 同協力者会議の席上、こちらからは、次の意見を述べた。

- ・ 私立大学歯学部は我が国の歯科医師養成数の7割近い数を養成してきているなど、我が国の歯学教育を牽引してきたものである。したがって、今後の同協力者会議の検討に当たっては、私立大学歯学部の現況、たとえば、国立大学歯学部に比べて私立大学歯学部の1学年当たりの学生数がほぼ倍であることなどの教育条件の違いなどを十分に踏まえた検討をされたい。

引き続き、小林専務理事から、特に歯学教育の認証評価に係るトライアルに関して説明があった。（別記2）

4. 第9回理事会（H26.3.24）において、川添会長から、各大学の入学者数については、協会の申し合わせの昭和61年度の入学定員に対して20%の削減を是非守られたいとの要請があった。

5. 第77回総会（H26.3.24）において、川添会長から、2月24日に開催された文部科学省歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の状況の説明及び各大学の入学者数について要請を行ったことが報告された。

別記1

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第15回）

日時：平成26年2月24日（月）15:00～17:00
場所：文部科学省5階5F7会議室

会 議 次 第

1. 日 時：平成26年2月24日（月）15:00～17:00

2. 場 所：文部科学省5階5F7会議室

3. 報告事項

- 「歯学教育の質向上のための施策の方向性」を踏まえた取組状況

4. 議 事

- （1）歯学教育認証評価の取組状況
- （2）平成26年度以降のフォローアップ調査の実施方法
- （3）「健康長寿社会の実現に貢献する歯科医療人養成」事業の概要
- （4）「歯学教育の質向上のための施策の方向性」に関する今後の取組

5. 配付資料

- 資料1 「歯学教育の質向上のための施策の方向性」を踏まえた取組状況
資料2 分野別認証評価に関する取組状況
資料3 歯学教育認証評価取組状況について
資料4 平成26年度以降のフォローアップ調査の方向性（案）
資料5 課題解決型高度医療人材養成プログラムについて
資料6 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議「提言・要望」（たたき台）

参考資料1 「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」委員名簿

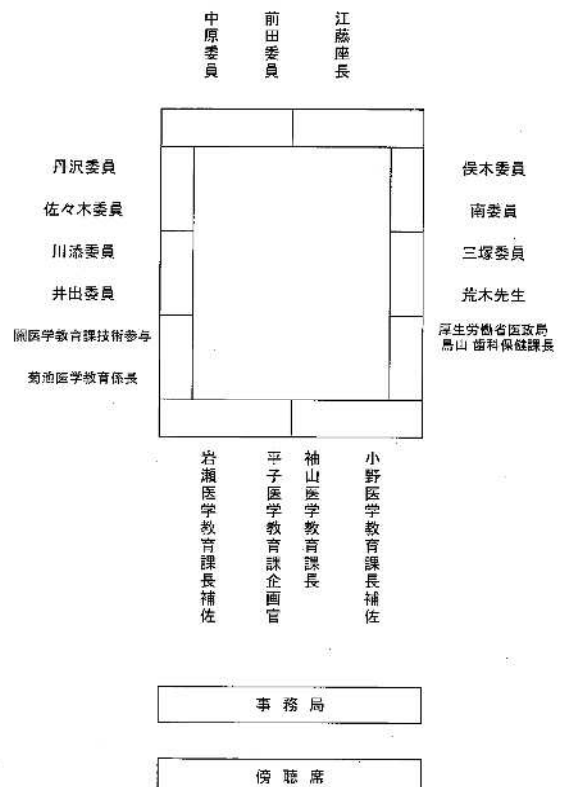
参考資料2 小委員会委員名簿

参考資料3 歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第14回）議事要旨

参考資料4 平成25年度各大学歯学部の入学状況および国家試験結果

参考資料5 平成26年度歯学部歯学科入学定員

歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（第15回）



「歯学教育の質向上のための施策の方向性」 (H24.12.11歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議まとめ) を踏まえた取組実績 (H24～H25年度)

①歯学教育の改善・充実 に関するフォローアップ調 査を実施

「平成24年度フォローアップ調査まとめ」を公表

- 各歯学部へ送付(H24.12)
- 文部科学省ウェブサイトに掲載(H24.12)

各歯学部が作成した「フォ ロアーアップ調査を踏まえた 改善計画」を公表

●各歯学部(13学部)が作成した「改善計画」を文部科学省ウェブサイトに掲載(H25.3)

歯科大学長、歯学部長への 周知

●歯科大学長会議(H25.7)、歯学部長会議(H25.1、H25.6)等において、「平成24年度フォローアップ調査まとめ」について説明・周知

②診療参加型臨床実習 の充実を推進

医学・歯学教育指導者のためのワークショップ開催(H25.7)

- 全歯学部から38名が参加
- グループ別テーマ
- ①臨床実習の場の確保
- ②指導者の確保・育成
- ③学生の評価

歯科大学長、歯学部長への 周知

●歯科大学長会議(H25.7)、歯学部長会議(H25.1、H25.6)等において、「診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集(案)」及び「平成24年度フォローアップ調査まとめ」について説明・周知

③臨床実習相互評価の 試行

卒前臨床実習の相互評価調査の実施

- 国公立の歯学部でH24年度から毎年実施
- 国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議の主導で実施

④多様な歯科医職能ニ ーズに対応した歯科医師 養成

●東北大学：歯学部専門医コース(地域医療)・山形大学：口腔ケア歯科医師養成コース(インテグレーション)
●徳島大学：がんの口腔ケアコース(インテグレーション)
●東京医科大学：口腔がん研究を臨床に活かせる専門歯科医師養成コース
●岡山大学：地域で活躍するがん専門医療人養成インテンシブコース(インテグレーション)

⑤臨床実習開始前の「共 用試験」の充実

【参考】医学部での現状状況
●全国医学部長病院長会議において「共用試験全国統一資格証システム」の失敗を公表(H25.6)
●C.B.T.組最低合格ラインを公表
●各歯学部はC.B.T.合格最低点を公表
●歯学部長会議に報告
●会議事務局は合格者に「Student Doctor(医学表現士)」の認定証を発行
●会議事務局はホームページで公表
●H25年度はトワイアル、H26年度から本格運用

⑥各大学の教育活動等 に関する情報を文部科学省 HPで公表

●平成25年度各大学歯学部の入学状況および「国家試験結果」を文部科学省ウェブサイトに掲載(H25.7)
●アクセス数：平日約735件(H25.7～H26.1)

⑦歯学教育認証評価の試 行

歯学教育認証評価制度等の実施に関する調査研究(H24年度～)

- 東京医科大学：大学ほか4大学により事業を推進中
- 事業に関するホームページを開設
- 歯学教育認証評価制度(案)を作成
- 認証評価制度実施要項(案)を作成
- 公開シンポジウムを開催(H26.2)
- 認証評価(トワイアル)実施大学における自己評価評価を開始予定(九州歯科大学、大阪歯科大学)

「歯学教育の質向上のための施策の方向性」を踏まえた取組状況

④多様な歯科医職能ニ ーズに対応した歯科医師 養成

●東北大学：歯学部専門医コース(地域医療)・山形大学：口腔ケア歯科医師養成コース(インテグレーション)
●徳島大学：がんの口腔ケアコース(インテグレーション)
●東京医科大学：口腔がん研究を臨床に活かせる専門歯科医師養成コース
●岡山大学：地域で活躍するがん専門医療人養成インテンシブコース(インテグレーション)

⑤臨床実習開始前の「共 用試験」の充実

【参考】医学部での現状状況
●全国医学部長病院長会議において「共用試験全国統一資格証システム」の失敗を公表(H25.6)
●C.B.T.組最低合格ラインを公表
●各歯学部はC.B.T.合格最低点を公表
●歯学部長会議に報告
●会議事務局は合格者に「Student Doctor(医学表現士)」の認定証を発行
●会議事務局はホームページで公表
●H25年度はトワイアル、H26年度から本格運用

⑥各大学の教育活動等 に関する情報を文部科学省 HPで公表

●平成25年度各大学歯学部の入学状況および「国家試験結果」を文部科学省ウェブサイトに掲載(H25.7)
●アクセス数：平日約735件(H25.7～H26.1)

⑦歯学教育認証評価の試 行

歯学教育認証評価制度等の実施に関する調査研究(H24年度～)

- 東京医科大学：大学ほか4大学により事業を推進中
- 事業に関するホームページを開設
- 歯学教育認証評価制度(案)を作成
- 認証評価制度実施要項(案)を作成
- 公開シンポジウムを開催(H26.2)
- 認証評価(トワイアル)実施大学における自己評価評価を開始予定(九州歯科大学、大阪歯科大学)

歯学教育の質向上のための施策の方向性

改革目標

歯学教育の質向上のために実施すべき取組

- ①歯学教育の改善・充実に関するフォローアップ調査を実施
●歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議(事務局：東京医科大学歯学部)による調査を実施(H25年度～)
●改善事項を整理し、改善計画の策定により改善を促進。改善計画の進捗状況について報告(調査：H25年度～)
- ②診療参加型臨床実習の充実を推進
●文部科学省が「診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集(案)」についてフォローアップ調査を実施(H25年度～)
●各歯学部が作成した「診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集(案)」についてフォローアップ調査を実施(H25年度～)
●文部科学省が「診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集(案)」について調査を実施(H25年度～)
- ③臨床実習相互評価の試行
●国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議により試行(H24年度～)
●試行結果を整理し、改善計画の策定により改善を促進。改善計画の進捗状況について報告(調査：H24年度～)
- ④多様な歯科医職能ニーズに対応した歯科医師養成
●新たな歯科医職能ニーズ(がん専門医、口腔ケア、インテグレーション等)に対応した歯科医師の養成
●大学改革推進等補助金(がん専門医育成推進プログラム)(H24～H25年度～)
●法医学、歯科法医学等に関する研究開発の促進(H24年度～)
- ⑤臨床実習開始前の「共用試験」の充実
●歯学教育認証評価の「共用試験」の充実
●共用試験の活用状況(C.B.T.、OSCE)の活用状況について報告
●共用試験の活用状況(C.B.T.、OSCE)の活用状況について報告
- ⑥各大学の教育活動等に関する情報を文部科学省HPで公表
●文部科学省の調査や上記(2)のフォローアップ調査等に基づき、各大学の教育活動等に関する情報を文部科学省HPで公表(H24年度～)
- ⑦歯学教育認証評価の試行
●大学改革推進等補助金(歯学教育認証評価の促進)を活用(H24～H25年度～)
●試行により、歯学教育認証評価の促進を推進(H24～H25年度～)

平成24年12月11日
歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議まとめ

成果・効果

- 質の高い優れた歯科医師の養成
- 社会的評価を踏まえた各大学の自主的な改革を促進
- 一定水準以上の教育の質を確保

分野別認証評価に関する取組状況

1. 学校教育法第109条等に基づく評価

- (1) 自己点検・評価
・大学は、教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について、自ら点検・評価を行い、結果を公表する。
- (2) 認証評価(機関別認証評価)
・大学は、教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。
- (3) 専門性大学院認証評価(専門分野別認証評価)
・専門性大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに、認証評価機関による認証評価を受ける。

2. 国立大学法人法第35条等に基づく国立大学法人評価

- (1) 各年度終了時の評価
・各法人の中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価
- (2) 中期目標期間の業務実績評価
・各法人の中期目標の達成状況の総合的な評価

3. その他の評価

- (1) 技術者教育プログラムの認定(工学、理学、農学)
・(社)日本技術者教育認定機構(JABEE)が実施
・学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等が行う技術者を育成する専門教育プログラムの認定を行う。
- (2) 薬学教育プログラムの評価
・一般社団法人薬学教育評価機構が実施
・薬学教育機関の教育の質を保証するために、6年制薬学教育プログラムの評価を行う(7年に1度)。
(23年度にトライアル評価実施、24年度から本評価開始)

日本における認証評価機関

H24.7.31現在

評価制度	区分	認証評価機関名
機関別認証評価	大学	公益財団法人大学基準協会 独立行政法人大学評価・学位授与機構 公益財団法人日本高等教育評価機構
	短大・大学	一般財団法人短期大学基準協会 公益財団法人大学基準協会 公益財団法人日本高等教育評価機構
	高等専門学校	独立行政法人大学評価・学位授与機構
	専門分野別認証評価	公益財団法人日本薬学教育評価機構 独立行政法人大学評価・学位授与機構 公益財団法人大学基準協会
専門分野別認証評価	法科大学院	公益財団法人日本法科大学院協会 独立行政法人大学評価・学位授与機構 公益財団法人大学基準協会
	経営	特定非営利活動法人ABEST21 公益財団法人大学基準協会
	会計	特定非営利活動法人日本会計教育協会
	建築	特定非営利活動法人日本建築評価機構
	経済心理	財団法人日本経済心理士資格認定協会
	公共経済	公益財団法人大学基準協会
	ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等ファッション教育協会
	教職大学院・学校教員	一般社団法人教員養成評価機構
	情報・創造技術、経営・経済、理工学	一般社団法人日本技術者教育認定機構
	公衆衛生	公益財団法人大学基準協会
	知的財産	特定非営利活動法人ABEST21 公益財団法人大学基準協会
	ビューティ・ビジネス	一般社団法人ビューティ・ビジネス評価機構
	環境・空間	公益財団法人日本空間学会

※申請のあった者について、専門性大学院の認定基準(省令)に適合すると認められる場合に、中央教育審議会に諮問したうえで認証。

1. 背景

医学・歯学の分野別評価に関する提言等

○第2期教育振興基本計画(H25. 6閣議決定)

- ・高度専門人材の育成に向けて、大学及び高等専門学校における分野別質保証の構築・充実に向けた取組を促進する。

○「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」論点整理(H23. 12)

- ・我が国においては、大学教育全般に係る認証評価制度はあるものの、医学教育に特化した評価制度はない。
- ・国際水準の教育を実施していることを証明するためにも、日本の医学部がWFME グローバルスタンダードに基づくプログラム評価を受ける場合の環境整備の促進や、国内において医学教育に特化した評価の実施を検討していくことも望まれる。

○「歯学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議」第1次報告(H21. 1)

- ・知識、技能、態度ともに優れた歯科医師を養成する歯学教育の質を保証するための第三者評価の仕組みの導入について検討する。

大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業①

事業の目的

日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施(H24～28予定)。

選定大学

分野	大学名	連携大学	プログラム名称
医学	東京医科歯科大学	千葉大学 東京大学 新潟大学 東京慈恵会医科大学 東京女子医科大学	国際基準に対応した医学教育認証制度の確立
歯学	東京医科歯科大学	新潟大学 九州歯科大学 東京歯科大学 大阪歯科大学	歯学教育認証制度等の実施に関する調査研究

大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業【歯学】

24年度の主な取組状況

- 歯学教育認証評価検討WG、幹事会 開催
- 諸外国での認証基準と認証評価の調査
- 評価項目検討のためのWS開催(12月)
- 公開シンポジウムの開催(3月)

25年度の主な取組状況

- 諸外国での認証基準と認証評価の視察・調査
- 事業に関するホームページの開設
- 評価基準トライアル版(案)の作成(2月)
- 評価(トライアル)実施大学における自己点検評価の開始
(九州歯科大学、大阪歯科大学)
- 公開シンポジウムの開催(2月)
- 評価実施要綱(案)の検討

2. 取組状況

歯学教育認証評価検討WG
幹事会メンバー

〈国立〉
東京医科歯科大学 荒木 孝二
新潟大学 前田 健康
〈公立〉
九州歯科大学 北村 知昭
〈私立〉
東京歯科大学 一戸 達也
大阪歯科大学 中嶋 正博

※五十音順、敬称略

歯学教育認証評価検討WG
メンバー

〈国立〉
東北大学 高橋 信博
東京医科歯科大学 俣木 志朗
東京医科歯科大学 森尾 郁子
大阪大学 村上 伸也
岡山大学 窪木 拓男
広島大学 高田 隆
九州大学 平田 雅人
〈私立〉
北海道医療大学 斎藤 隆史
日本大学 中島 一郎
日本歯科大学 沼部 幸博
愛知学院大学 荒木 章純

大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業【医学】

これまでの主な取組状況

- OH24.10.29～11.2
東京女子医科大学グローバルスタンダードによる国際外部評価
- OH25.5.17
全国医学部長病院長会議で日本医学教育認証評価評議会(JACME:Japan Accreditation Council for Medical Education)承認
- OH25.7.30
世界医学教育連盟(WFME)グローバルスタンダード準拠
医学教育分野別評価基準日本版【正式版】公表 (日本医学教育学会)
- OH25.12～
連携校によるトライアル評価を実施(新潟大学、東京医科歯科大学)

今後の主な取組

- WFME等の基準に合致する国際的認証機関への対応
FAIMER(Foundation for Advancement of International Medical Education and Research)、
WFME(World Federation for Medical Education)等の海外関連団体との調整
- 2023 (H35) 年のECFMG新制度への対応
H26年度～ 2023年までを目標に評価を実施

資料3

歯学教育認証評価取組状況について
平成24年度・平成25年度

歯学教育認証評価検討WG座長
東京医科歯科大学歯学教育システム研究センター
荒木孝二

大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業

事業の目的

日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施。

本補助事業の全体の目的は、我が国の歯学教育機関である歯科大学・歯学部における歯科医師養成の教育内容が国際標準に比較して遜色のない水準であることを証明するため、認証評価基準を作成し、実際にトライアルとして複数大学で認証評価を実施し、歯学教育認証制度を構築することである。国際標準の歯学教育内容を基準とした認証制度の構築は我が国の歯学教育の国際化に向けて必要なものである。平成24年度より、まず連携5大学で検討WG幹事会を立ち上げ本取組内容の実施内容を議論し、その後多くの大学からの委員で構成する検討WGを開催して本補助事業の取組の充実・発展を図り、本取組を我が国の歯科大学・歯学部全体の共通認識として拡充することにより、全ての大学が認証評価基準に到達し、我が国の歯学教育の国際的な質の担保を図ることが、本補助事業の目的である。

薬学教育評価機構(第三者評価機関)の設立

平成16年2月

薬学教育については、薬学教育の関係者や職能団体、企業の関係者のみならず、薬学関係以外の者の参画も得つつ、早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要があり、
(平成16年2月18日 中央教育審議会答申)

平成20年12月

一般社団法人薬学教育評価機構設立

平成23年度

トライアル評価 3校

平成25年度～

本評価開始

平成25年度は3校。平成26年度以降、73大学が7年に一度評価を受けられるよう、1年当たり10校程度づつ実施。

大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業

事業の目的

日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施。

本補助事業の目的は、我が国の歯学教育機関である歯科大学・歯学部における歯科医師養成の教育内容が国際標準に比較して遜色のない水準であることを証明するため、認証評価基準を作成し、実際にトライアルとして複数大学で認証評価を実施し、歯学教育認証制度を構築することである。国際標準の歯学教育内容を基準とした認証制度の構築は我が国の歯学教育の国際化に向けて必要なものである。平成24年度より、まず連携5大学で検討WG幹事会を立ち上げ本取組内容の実施内容を議論し、その後多くの大学からの委員で構成する検討WGを開催して本補助事業の取組の充実・発展を図り、本取組を我が国の歯科大学・歯学部全体の共通認識として拡充することにより、全ての大学が認証評価基準に到達し、我が国の歯学教育の国際的な質の担保を図ることが、本補助事業の目的である。

平成24年度の最終実績報告

- ①事業体制組織作りとして連携5大学(東京医科歯科大学、新潟大学、九州歯科大学、東京歯科大学及び大阪歯科大学)から幹事委員を選出し、認証評価検討WG幹事会を立ち上げた。さらに地域性、国公立大学の別を考慮して10大学(東京医科歯科大学、東北大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、九州大学、北海道医療大学、日本大学、日本歯科大学、愛知学院大学)から11名の委員を選出して、認証評価検討WGを立ち上げた。
- ②認証評価検討WG幹事会を2回、認証評価検討WGを3回開催し、評価項目、評価基準案の策定の協議を行った。
- ③ドイツ、英国、マレーシア、香港及び米国での歯科医学教育に関する認証基準と認証評価の視察・調査を行い、本補助事業の取組の改善に反映させた。
- ④評価検討WG委員を対象としたワークショップを開催し(平成24年12月25日、26日)、評価項目、評価基準案の検討を行った。
- ⑤平成24年度の成果公表のためのシンポジウムを開催し(平成25年3月5日)、本取組の意義・目的および平成24年度事業活動実績を公開した。併せてシンポジウム出席者との意見交換を行い、評価基準案に対する意見の収集を行った。

日本の歯学教育認証評価のあり方について

公開シンポジウム記録集

平成24年度大学教育政策委員会
「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革による
グローバルな医師養成」プログラム



歯学教育認証評価WG

本事業のHP
<http://cermed.jp>

平成26年2月8日開催 平成25年度事業報告シンポジウム

10:30	開会の辞	歯学教育認証評価検討WG座長 荒木 孝二
10:35	挨拶	文部科学省高等教育局医学教育課長 袖山 祐之
10:40	挨拶	歯学教育の改革・充実に関する調査研究協力者会議座長 江藤 一洋
10:45	平成25年度事業報告 一 認証評価に関する海外調査報告	荒木 孝二
11:15	講演1.	座長 歯学教育認証評価検討WG座長/九州大学教授 平松 哲人 「Standard and Accreditation in Dental Education; The Policy of GDC」 Patrick Kavanagh (Policy Manager, General Dental Council)
13:20	講演2.	座長 歯学教育認証評価検討WG委員/法政大学教授 高田 裕 「Standard and Accreditation in Dental Education; The Policy of CODA」 Sherin Took (Director, Commission on Dental Accreditation)
14:20	講演3.	座長 歯学教育認証評価検討WG幹事委員/大阪歯科大学教授 石崎 正樹 「国際基準に基づく医学教育の質保証」 東京医科歯科大学医学教育システム研究センター教授 奈良 信雄
15:20	講演4.	座長 歯学教育認証評価検討WG幹事委員/九州歯科大学教授 北村 三郎 「進化する高等教育の質保証」 独立行政法人大学評価・学位授与機構 特任教授 川口 昭彦
16:00	歯学教育認証評価基準(案)と認証評価実施要項(案)	歯学教育認証評価検討WG幹事委員、新潟大学教授 前田 健康
16:30	総合討議	進行 一戸 達也

平成25年度の事業活動報告

- ① 認証評価検討WG、認証評価検討WG幹事会の開催
平成25年 5月 9日: 第1回認証評価検討WG幹事会 開催
平成25年 6月 3日: 第1回認証評価検討WG 開催
平成25年 7月29日: 第2回認証評価検討WG幹事会 開催
平成25年 9月17日: 第3回認証評価検討WG幹事会 開催
平成25年12月17日: 第4回認証評価検討WG幹事会 開催
平成26年 1月27日: 第5回認証評価検討WG幹事会 開催
- ② 10月19～20日: 歯学教育認証評価基準策定のためのワークショップ開催
- ③ 4～8月: 平成24年度に作成した認証評価基準の見直し
- ④ 8月: 歯学教育認証評価実施組織の設置
- ⑤ 10～11月: 歯学教育認証評価基準(幹事会案)の策定
- ⑥ 9～3月: 諸外国での認証基準と評価の情報収集・歯科教育関係者と情報交換(主に国際歯科大学協会出席)
8月28日～ 8月31日: 欧州歯学教育会議(ADEE)派遣
10月29日～11月 3日: 米国歯科医師会年次大会(ADA)派遣
11月13日～11月18日: 米国「ハーバード」大学歯学部・タフツ大学歯学部派遣
3月15日～ 3月18日: 米国歯科医学教育学会(ADEA)派遣予定
- ⑦ 1月～: 認証評価(トライアル)実施大学における自己点検評価の作成依頼(大阪歯科大学、九州歯科大学担当)
作成にあたって関係者の指導、作成時の改善点等のコメントをもらう
- ⑧ 平成26年2月8日: 平成25年度事業成果報告+国際認証評価関係者講演 シンポジウム開催



英国・米国の評価指標

GDC	CODA
- 患者の保護(8) - プログラムの品質評価および検討(7) - 学生の評価(11) - 平等性と多様性(3)	- 施設(機関)の有効性(8) - 教育プログラム(27) - 教職員と職員(5) - 教育支援サービス(5) - 患者ケアサービス(8) - 研究プログラム(2)
計29項目	計55項目

グローバル化を念頭に置きつつも、
地域差、文化、医療制度、政策等を考慮する必要性
諸外国の制度上との齟齬(国家試験の有無)
現行認証評価制度との整合性(vs.機関別認証評価)
担当教職員の負担増、膨大な仕事量、大学個性化の阻害のおそれ

歯学教育認証評価項目(案)

章	評価項目	キーワード(視点)など
1	教育の理念及び目標	明確性・的確性、公開と効果、点検・評価、国家試験合格率
2	学生の受け入れ	アドミッションポリシー、定員管理、学力担保
3	歯学教育課程の内容・方法・環境	カリキュラムポリシー、カリキュラムマップ、コアカリ、シラバス、特色ある教育、リサーチマインド、グローバル人材
4	患者への配慮と臨床能力の確保	診療参加型臨床実習、臨床能力の担保、医療安全
5	成績評価と卒業認定	ディプロマポリシー、ラーニングアウトカム、コンピテンシー
6	教員組織	教員能力、研究実績、外部資金(科研費)、FD活動
7	点検・評価	質保証の仕組み、機関別、法人評価等、PDCA

歯学教育認証評価項目(案)の枠組み

評価項目	基準	観点
1. 教育の理念及び目標	1	4
2. 学生の受け入れ	2	5
3. 歯学教育課程の内容・方法・環境	4	12
4. 患者への配慮と臨床能力の確保	2	9
5. 成績評価と卒業認定	2	6
6. 教員組織	2	6
7. 点検・評価	2	5

7評価項目－15基準－47観点

歯学教育認証評価項目(案)の特長

- 諸外国、先行分野の評価項目を網羅しつつも、我が国の歯科医学教育の独自性・特殊性、文化、社会制度等を考慮
→各種施策に対応
- 3章の教育課程から「4章 患者への配慮と臨床能力の確保」を独立(技能教育としての歯学教育の独自性の明示)
→診療参加型(実践型)臨床実習の推進
→卒業時の臨床能力の確保
- 現行認証評価制度との整合性

3章と4章の独立性

評価項目	基準	イメージ
3. 歯学教育課程の内容・方法・環境	教育課程の編成・実施方針	臨床実習前 教育
	教育課程の内容・実施	
	教育環境	
4. 患者への配慮と臨床能力の確保	教育成果の検証	臨床実習
	臨床実習体制	
	臨床能力向上のための教育	

＜論点の例＞

- ◎ WG委員のWSでは項目3と項目4を合わせる意見
→項目に対する観点が多くなりすぎる
→案では3と4を分離

12

現行機関別認証評価制度との整合性

7章 点検・評価

7-2 教育研究活動に関する第三者評価を受審し、その結果を公表していること

7-2-1 認証評価機関等の第三者評価を受審し、その結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること

7-2-2 その結果に基づき、教育研究活動の改善に反映させていること

14

診療参加型臨床実習のさらなる充実のために ～4章での工夫～

基準	観点	意図するところ
臨床実習体制	4-1-1 医療人として基本的な人格形成のために、豊かな人間性、知性を養うための教育が行われていること	医療人育成に向けた特色ある取組 →他大学への波及
	4-1-4 診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること	安全な診療参加型臨床実習教育の実践 教員の能力開発
	4-1-5 患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること	患者の人権保護
臨床能力向上のための教育	4-2-2 卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習の終了時に、習得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること	学生の臨床能力の担保 円滑な臨床研修へ移行 ステークホルダーへの説明責任
	4-2-3 診療参加型臨床実習に際して、医療過誤、医療事故防止等に関する医療安全教育が行われていること	患者保護 医療安全

13

- 19 -

今後の課題

- ・ 評価項目のブラッシュアップ
 - －トライアル結果を踏まえた評価項目への反映
 - －GDC, CODA等の外国諸機関との意見すりあわせ
 - －全国歯科大学・歯学部からの意見の反映
- ・ 評価者養成
 - －評価者研修
 - －マニュアル作成
- ・ 自己点検・評価者の養成

15

- 20 -

最後に

資料 4

- ・ 我が国の歯科医学人材養成の質向上
- ・ 歯学教育が国際的に信頼されるための重要な要素
 - － 教育研究水準の高度化
 - ・ 臨床技能の担保が課題
 - － 臨床実習の充実が歯・歯学教育の大きな改革目標
 - － 医学教育指導者WS: 毎年のテーマ
 - － 的確な情報発信
 - ・ 第三者機関から発信される評価情報
- ・ 歯学教育の質保証は職業教育の質保証
 - － タックスペイヤー、ステークホルダーの期待

18

平成26年度以降のフォローアップ調査の方向性(案)

※下線部分は、平成24年度調査からの変更点

1. 調査の目的

- ① 第1次報告の提言に対する取組状況のフォローアップ
- ② 上記①を踏まえた課題の指摘と改善の促進
- ③ 各歯学部の強みや特色を活かした優れた取組や成果(社会ニーズへの対応等)の把握
- ④ 上記③の積極的な発信による、歯学教育に対する社会のご理解・信頼の確保、歯科医師の活躍の場の拡大に向けたPR

2. 調査の実施サイクル

- 2年ごとを目安に実施

3. 調査対象大学

- 平成26年度は、全歯学部を対象
(※平成24年度は、平成22年度調査で改善を指摘された歯学部が対象)

4. 調査項目(例)

- ① 入学状況(充足率、競争倍率)、国家試験合格率
- ② 診療参加型臨床実習の実施状況(実習期間、学生1人あたり自験症例数等)
- ③ ①-課題の指摘事項に対する取組状況
- ④ 第1次報告の4提言に関する近年の改善実績等の概要(アウトプット、アウトカムを重視)
- ⑤ 各歯学部の強みや特色を活かした優れた取組や成果の概要(社会ニーズへの対応等)

- 1 -

- 22 -

- 21 -

5. 調査方法

- 書面調査、ヒアリング、実地調査
- ヒアリング・実地調査の対象には、優れた取組を行っている歯学部に対する先進事例の調査を含む

6. 負担軽減のための措置(例)

- 調査票の簡略化(項目の大括り化、文字数・頁数の制限、既存資料の活用等)
- ゆとりある調査期間の設定
- ヒアリング・実地調査対象大学の精選

7. 今後の検討課題

- 調査対象大学にとってのメリットの整理(社会へのPR等)
- 調査結果のより効果的な公表方法
- 調査方法等は、社会情勢等に応じて必要な見直しを実施

課題解決型高度医療人材養成プログラムについて
(抜粋)

※本資料は、「課題解決型高度医療人材養成プログラム」の事業概要等を説明した資料です。公募要領については、今後、本事業の選定・評価を行う「課題解決型高度医療人材養成推進委員会」において審議を行う予定であることから、資料に記載されている内容の変更もありますので御留意願います。

なお、正式な公募の際には、文部科学省ホームページ等でお知らせいたします。

平成26年2月
文部科学省高等教育局医学教育課

1

- 2 -
- 23 -

- 24 -

1. 事業の背景・目的

- 我が国は、急速な少子高齢化の進展及び疾病構造の変化が進む超高齢国であり、国民が健康で幸福な人生を全うできる「健康長寿社会」を実現するため、日本再興戦略、健康・医療戦略等で掲げられた施策の展開を通じて、活力ある社会の構築を目指しています。
- 健康長寿社会の実現や、国民からの多様な医療ニーズに対応していくためには、国民が安心して質の高い医療を受けられる医療提供の構築とともに、医療従事者の様々な課題に対応していくことが必要であり、大学・大学病院を通じて高度医療を支える人材の養成や大学病院の機能強化が求められています。
- 大学・大学病院が地域社会等に対してより一層の貢献を果たすためには、現在課題とされている分野における人材養成の更なる強化が必要であり、例えば、医療の安全管理や院内感染制御等、病院運営の基盤となる領域に関する専門人材や、難治性疾患や高度手術等、高度な知識・技能が必要とされる分野に属する専門人材の養成等が急務とされています。
- また、多職種連携によるチーム医療が推進される中で、看護師・薬剤師等をはじめとするメディカルスタッフにおいても、看護学部・薬学部学生等に対する質の高い臨床実習の充実や高い指導能力を持った実習指導者の養成等が喫緊の課題となっています。
- これらを踏まえ本事業では、高度な教育力・技術力を有する大学が軸となって、我が国が抱える医療現場の課題解決に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材を養成するため、大学自らが推進してきた特色ある教育プログラム・コースを精選し、全国に普及させるべく、高度な医療人材の養成に担い組む事業を選定し支援します。

2. 事業の概要

(1) 選定件数

- ・ 取組1：医師・歯科医師を対象とした人材養成・・・14件
 - (1) 横断的な診療力とマネジメント力を兼ね備えた医師養成
 - ① 医療の質管理領域(医療安全・感染制御)・・・2件
 - ② 災害医療領域・・・2件
 - ③ 臨床医学・研究領域・・・3件
 - (2) 特に高度な知識・技能が必要とされる分野の医師養成
 - ① 難治性疾患診療・治療領域(臨床病理を含む)・・・2件
 - ② 高度度手術領域・・・2件
 - ③ 小児発達医療領域・・・2件
- ・ (3) 健康長寿社会の実現に貢献する歯科医療人材養成・・・2件
- ・ 取組2：看護師・薬剤師等のメディカルスタッフを対象とした人材養成・・・12件
 - (1) 地域での暮らしや働き取りまで見届けた看護が提供できる看護師の養成・・・4件
 - (2) 指導力を有し地域医療で活躍できる薬剤師の養成・・・2件
 - (3) チーム医療に貢献でき、高い指導能力を持ったメディカルスタッフの養成
 - ① 三休機能回復支援領域(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練士)・・・2件
 - ② 身体機能診断支援領域(診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士)・・・2件
 - ③ 口腔機能回復支援領域(歯科衛生士、歯科技工士)・・・2件

※詳細は「課題解決型高度医療人材養成プログラム概要」を参照してください。

2

- 25 -

(2) 申請区分

- ・ 単独事業：1大学が単独で行う事業
- ・ 共同事業：代表して申請を行う大学(申請担当大学)とその他の大学(連携大学)が双方の連携により共同で行う事業(※分担金の無い大学は、本事業における連携大学とは見なしません。)

※詳細は「課題解決型高度医療人材養成プログラム概要」を参照してください。

(3) 事業規模

- ・ 補助金交付額(初年度) 取組1：50,000千円以内/年、取組2：25,000千円以内/年
- ・ 補助事業上限額(初年度) 補助金交付額の2倍
- ・ 補助金申請額は、補助金交付額を目安にしてください。
- ・ 補助事業の総額が補助金交付額を超える場合、差額は各大学の自己負担となります。
- ・ 補助金交付額は、事業内容や連携大学数、定量的な数値目標等に応じて決定します。
- ・ 次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

(4) 事業補助期間

- ・ 5年以内(予定)

(5) 申請要件

- ・ ※詳細は「課題解決型高度医療人材養成プログラム概要」を参照してください。

3. 申請手続

(1) 申請期間

(2) 申請方法

(3) 提出部数

(4) 提出先

(5) 留意事項

- ・ 他の補助金等による経費措置を受けている事業(申請中・申請予定を含む)と同一又は類似と思われる事業については、重複補助を避けるため、選定対象外とします。
- ・ 申請書に、重大な誤りや虚偽の記載があった場合、記入要領に従っていない場合(ページ数超過等)は、選定対象外とします。選定後に判明した場合は、選定が取り消される場合もあります。
- ・ 提出後の申請書等の差し替えや訂正は認めません。

3

- 26 -

別記 2

歯学教育認証評価項目・評価基準・銀点（最終案）

学 校 種 別	学 科	学 習 内 容	履 修 方 法	履 修 成 果
1	必修の履修者および履修希望者の履修者	1 必修の履修者および履修希望者の履修者	1-1	大学・中学の考えを踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			1-2	歴史の概念、歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			1-3	歴史の概念および歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			1-4	歴史の概念および歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			1-5	歴史の概念および歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
2	必修の履修者および履修希望者の履修者	2 必修の履修者および履修希望者の履修者	2-1	大学・中学の考えを踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			2-2	歴史の概念、歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			2-3	歴史の概念および歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			2-4	歴史の概念および歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。
			2-5	歴史の概念および歴史の過程を踏まえ、かつ「国史の意義ある歴史知識の習得」を行うという学習目標を設定していること。

【教育目標の達成・評価方法】 各科目の授業計画に「教育目標の達成・評価方法」を明記し、授業計画の進捗状況（カリキュラムの進捗状況）を定期的に評価し、必要に応じて調整を行うこと。	1-1	【教育目標の達成・評価方法】 各科目の授業計画に「教育目標の達成・評価方法」を明記し、授業計画の進捗状況（カリキュラムの進捗状況）を定期的に評価し、必要に応じて調整を行うこと。	教育目標と目標に基づいて教育目標の達成・評価方法を定めていること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。
	1-2	【教育目標の達成・評価方法】 各科目の授業計画に「教育目標の達成・評価方法」を明記し、授業計画の進捗状況（カリキュラムの進捗状況）を定期的に評価し、必要に応じて調整を行うこと。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。
	1-3	【教育目標の達成・評価方法】 各科目の授業計画に「教育目標の達成・評価方法」を明記し、授業計画の進捗状況（カリキュラムの進捗状況）を定期的に評価し、必要に応じて調整を行うこと。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。
	1-4	【教育目標の達成・評価方法】 各科目の授業計画に「教育目標の達成・評価方法」を明記し、授業計画の進捗状況（カリキュラムの進捗状況）を定期的に評価し、必要に応じて調整を行うこと。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。
	1-5	【教育目標の達成・評価方法】 各科目の授業計画に「教育目標の達成・評価方法」を明記し、授業計画の進捗状況（カリキュラムの進捗状況）を定期的に評価し、必要に応じて調整を行うこと。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。	カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。 カリキュラムの進捗状況を定期的に評価していること。

[illegible][illegible]

はじめに	
各歯科大学・歯学部での教育活動についての質を保証するため、各歯科大学・歯学部を定期的に評価し、教育活動などの状況特に歯学教育プログラムが「評価基準」に適合しているかどうかの評価を行う必要があると考えられます。しかし現在我が国には歯学教育認証評価基準が存在していません。歯学教育認証評価検討WGは、まず第一歩として歯学教育認証評価基準トライアル版を作成しました。今後いくつかの大学で、この認証評価基準に基づいて歯学教育認証評価トライアルを実施します。そのトライアル結果を多角的に評価して、歯学教育認証評価基準トライアル版の修正を行い、歯学教育認証評価基準を作成することを目標としています。 ここに提案する歯学教育認証評価基準トライアル版は、歯学教育認証評価検討WGが約1年半を費やして、英国・米国の歯学教育認証基準や、我が国の他分野の認証評価基準を調査して作成したものです。したがってこのトライアル版においても、欧米の基準に合致しているとともに、我が国の他分野で既に行われている認証評価基準と比較しても遜色のない内容になっていると思っています。すなわち歯学教育認証評価基準トライアル版は歯学教育プログラムとして満たすことが必要と思われる要件および当該学部・学科の教育研究上の目的に照らして、教育活動などの状況を多角的に分析するための内容を定めてあります。 この歯学教育認証評価基準トライアル版は、自己評価の参考となるものであり、自己点検評価には、全ての基準項目について、「現状の把握」、「点検と評価」、「改善に向けた提言」の3項目の記載と根拠となる資料の提示が求められます。外部評価の際にも、この基準に基づいて自己点検評価と実地調査による評価の結果を踏まえて、外部評価と提言が行われることとなります。 「基準」は各学部・学科において定められた内容が満たされていることが求められるものです。「観点」は各「基準」に関する細則を示したものです。「視点」は「観点」の自己点検時に参考となる資料などの一部を示しています。自己点検時には「視点」として示された項目以外を合わせて行うことが望ましいと思われれます。 この歯学教育認証評価基準トライアル版は、必要最低限のものを示しているに過ぎません。歯科大学・歯学部の独自の取組を排除するような意図は全くありません。各歯科大学・歯学部が永年培ってきた個性や特徴、すなわち地域文化や伝統に根を下ろし、独自の使命を果たすべく多くの教育的取組がなされています。そのような貴重な取組に対してはますますの発展を期待します。 歯学教育の認証評価基準の確立が一つのきっかけとなり、今後我が国の歯学教育が国際的に高く評価されることを強く願っております。	
平成26年2月3日版 歯学教育認証評価検討WG幹事会	
1	2
1. 教育の理念及び目標 【基準1-1】 歯学教育における教育の理念および目標が適切に設定され、かつ明確に示され、公表されていること。 【観点1-1-1】大学・学部の理念を踏まえ、かつ国民の求める歯科医師養成を行うという教育目標を設定していること。 (視点)・理念・目的の明確性と適切性 ・個性化と多様性の視点 【観点1-1-2】教育の理念、目標を教職員および学生に周知し、かつ社会に公表していること。 (視点)・周知方法と公表方法 ・効果 【観点1-1-3】教育の理念及び目標の適切性について定期的に検証を行っていること。 (視点)・点検、評価(PDCAサイクル) 【観点1-1-4】教育の理念および目標が、当該大学の教育を通じて達成されていること。 (視点)・学生の学業成績及び在籍状況(留年者及び退学者等の状況) ・卒業生の進路及び活動状況(国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況) ・標準修業年限での国家試験合格率 2. 学生の受け入れ 【基準2-1】 学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)が明確に設定され、それに従って適切に入学を選抜を行っていること。 【観点2-1-1】大学・学部の理念、設置目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針を定めていること。 (視点)・アドミッションポリシー 【観点2-1-2】入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続きを設定し、広く社会に公表していること。 (視点)・学生募集方法及び入学選抜方法の適切性 ・多様な人材に修学の機会を与える視点 【観点2-1-3】優れた実質を持つ入学を選抜する機能が機能していること。 (視点)・志願倍率と実質競争倍率の乖離 ・学力の担保 【観点2-1-4】学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムを確立していること。 (視点)・選抜基準 ・多様な選抜方法	
【基準2-2】 入学選抜機能を考慮した適切な定員を定め、入学実数が入学定員数と比較して適正な数となっていること。 【観点2-2-1】入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適切に管理していること。 (視点)・学生数に対する教員数の比率 ・入学定員(募集人員)充足率 ・入学(募集)定員に対する在籍学生数の比率 3. 歯学教育課程の内容・方法・環境 【基準3-1】【教育課程の編成・実施方針】 教育研究上の目的に基づいて、教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)が明示され、公表されていること。 【観点3-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施方針を設定していること。 (視点)・カリキュラムポリシーの提示 ・カリキュラムマップの提示 【観点3-1-2】教育課程の編成・実施方針を設定するための体制を構築していること。 (視点)・委員会組織及び活動状況 【観点3-1-3】教育課程の編成・実施方針を大学の教職員および学生に周知し、かつ社会に公表していること。 (視点)・周知方法と公表方法 ・効果 【観点3-1-4】教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証していること。 (視点)・委員会組織及び活動状況 ・点検、評価(PDCAサイクル) 【基準3-2】【教育課程の内容・実施】 教育課程の編成・実施方針に基づいて、歯学教育課程が編成され、実施されていること。 【観点3-2-1】歯学教育モデルコアカリキュラムの内容を包含した教育課程を体系的に編成し、実施していること。 (視点)・適切な授業科目の体系的配置 ・準備教育の充実(学力力の担保) ・独自の教育カリキュラムとその効果 ・コア・カリキュラムとアドバンスド・カリキュラムの組合せとバランス ・研究養成、グローバル人材育成 ・キャリアパス	
3	4

【観点3-2-2】学士力の担保を念頭に置いた歯科医療人育成を目指した歯学教育カリキュラムを提供していること。 (視点)・授業・実習形態のバランス適切性 ・能動的学習の推進の視点 ・生涯学習の観点 ・幅広い知識修得と体験の視点 【観点3-2-3】到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。 (視点)・シラバス ・時間割 ・カリキュラムマップ 【観点3-2-4】大学・歯学部理念・目的及び教育目標達成のため、教育課程、教育方法について、特色ある取り組みを行っていること。 (視点)・講義、少人数グループ教育、問題基盤型あるいは症例基盤型学習（臨床推論）、相互学習、体験学習、実験、臨床見学、臨床技能教育（シミュレーション教育）、臨床実習、地域実地経験、webを通じた学習等 【観点3-2-5】卒業時の臨床能力が明示され、それに基づいた診療参加型臨床実習を整備し、実施することにより、卒業時の基本的診療能力を担保されること。 (視点)・診療参加型実習実施への取組、実施運営体制 ・卒前教育として達成すべき基本的知識・技能・態度 ・自験院と終了時の技能認定 ・補充教育 ・臨床研修との連続性	していること。 (視点)・委員会組織及び活動状況 ・点検、評価 【観点3-4-2】検証した結果に基づき、教育の改善を行っていること。 (視点)・PDCAサイクル 4. 患者への配慮と臨床能力の確保 【基準4-1】多様な患者ニーズに配慮した診療参加型【臨床実習体制】臨床実習を行う体制が整備されていること。 【観点4-1-1】医療人として基本的な人格形成のために、豊かな人間性、知性を養うための教育が行われていること。 (視点)・医療人育成に向けた各大学の特色ある講義・実習 ・医療倫理学、医療コミュニケーション、プロフェッショナリズム 【観点4-1-2】臨床実習開始前に学生の知識、技術、態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。 (視点)・全国共用試験の利用法 ・全国共用試験の成績 【観点4-1-3】診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。 (視点)・臨床実習の運営体制 ・指導医の資格、資質等 【観点4-1-4】診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。 (視点)・指導歯科医数、臨床教授数 ・指導歯科医の要件（臨床経験年数、専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会・FDの受講歴） 【観点4-1-5】患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。 (視点)・患者の同意書 【観点4-1-6】臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。 (視点)・臨床実習用書科ユニット ・臨床実習用技工室 ・シミュレーター室
【基準3-3】【教育環境】 教育目的に沿った教育を実施するための教育環境が整っていること。 【観点3-3-1】歯科医療人を養成するための教育施設・設備が整備されていること。 (視点)・講義室 ・実習室 ・スキルスラボ ・図書館(図書室) ・試験室、自習室、コンピュータ室 【基準3-4】【教育成果の検証】 教育成果について定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけていること。 【観点3-4-1】学習成果について定期的に検証を行い、教育の改善につなげる組織的な仕組みを整備	【基準4-2】【臨床能力向上のための教育】卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な態度、知識、技能を習得させること。 【観点4-2-1】患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備し、十分な実習時間を定め、実施していること。 (視点)・臨床実習用シラバス（予定表） ・学術規程
5. 成績評価と卒業認定 【基準5-1】【成績評価】 各科目の成績評価（技能、知識、態度を含む）の基準・方法が設定され、公平かつ適切に行われるとともに、学生に公表されていること。 【観点5-1-1】学習の成果に対する評価、単位認定の基準及び方法を設定し、学生に明示していること。 (視点)・シラバス等 ・学部要覧 【観点5-1-2】設定された成績評価の基準・方法により、成績評価が公正、かつ適切に行い、成績評価の結果を学生に告知していること。 (視点)・個人情報に配慮した告知法 ・臨床基礎実習等の評価を含む ・GPAの活用 【観点5-1-3】進級判定基準を設定・公表し、適切な評価・判定を行っていること。 (視点)・判定・評価のプロセス ・進級判定基準 ・委員会・教授会記録 【基準5-2】【卒業認定（学位授与方針）】 教育の目標に基づいて卒業基準（ディプロマポリシー）が設定、公表され、修了認定が公平かつ厳格に行われていること。 【観点5-2-1】教育目標に基づいた学位授与方針を設定し、公平かつ適正な卒業認定を行っていること。 (視点)・教育目標とアウトカムの明示 ・ディプロマポリシーの明示 ・教育目標とディプロマポリシーの整合性 ・コンピテンシー	【観点5-2-2】学位授与方針を教職員および学生に周知し、かつ社会に公表していること。 (視点)・周知方法 ・公表方法 【観点5-2-3】学位授与方針の適切性について定期的に検証を行っていること。 (視点)・点検、評価（PDCAサイクル） 6. 教員組織 【基準6-1】歯学教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。 【観点6-1-1】教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。 (視点)・教員に求める能力・資質の設定 ・教員組織の編成方針 【観点6-1-2】学生数に対する専任教員の比率が適切であること。 (視点)・教授、准教授、講師、助教の比率 ・女性教員、外国人教員 【観点6-1-3】教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。 (視点)・教員人事の透明性と適切性 ・公募制、任期制の導入 【観点6-1-4】歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。 (視点)・組織としての科学研究費等競争的補助金採択率 ・組織としての研究に対する第3者評価結果 【基準6-2】教員の教育能力の向上を図るために組織的な取り組みが定期的にかつ適切に行われていること。 【観点6-2-1】教員の教育能力の向上を図るための組織・体制を整備していること。 (視点)・FD委員会等の組織 【観点6-2-2】教員の教育能力の向上を図るために、定期的にFD活動を行っていること。 (視点)・活動記録
7. 点検・評価 【基準7-1】教育研究活動について自己点検・評価を行い、その結果を公表していること。 【観点7-1-1】自己点検・自己評価に関する組織を整備していること。 (視点)・質保証のための体制整備と実施 ・組織レベル・個人レベルでの質保証のための体制構築 【観点7-1-2】教育研究活動について点検・評価を行い、その結果を公表していること。 (視点)・自己点検評価の実施と結果の公表 ・適切な情報公開法 【観点7-1-3】その結果に基づき、教育研究活動の改善に反映させていること。	【観点7-1-1】自己点検・自己評価に関する組織を整備していること。 (視点)・質保証のための体制整備と実施 ・組織レベル・個人レベルでの質保証のための体制構築 【観点7-1-2】教育研究活動について点検・評価を行い、その結果を公表していること。 (視点)・自己点検評価の実施と結果の公表 ・適切な情報公開法 【観点7-1-3】その結果に基づき、教育研究活動の改善に反映させていること。

【基準 7-1】教育研究活動に関する第三者評価を受審し、その結果を公表していること。

【観点 7-1-1】認証評価機関等の第三者評価を受審し、その結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

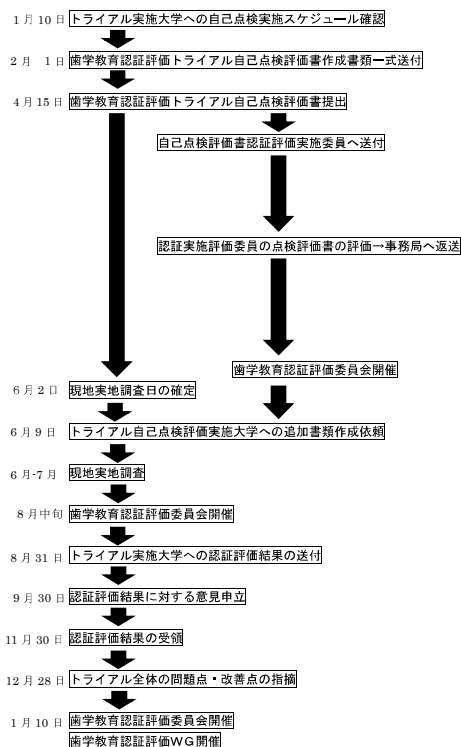
(視点)・受審機関と結果の公表法(機関別、法人評価等)

・特記すべき事項

【観点 7-1-2】その結果に基づき、教育研究活動の改善に反映させていること。

(視点)・FDCA サイクル

・実例



(2) 歯科医師国家試験について

1. 厚労省は、平成 26 年 2 月 1 日～2 日に「第 107 回歯科医師国家試験」を実施し、3 月 18 日に合格発表を行った。

【第 107 回】

	(出願者数)	(受験者数)	(合格者数)	(合格率)
新卒者	2,656 人	2,241 人	1,642 人	73.3%
全 体	3,644 人	3,200 人	2,025 人	63.3%

(昨年の状況)

【第 106 回】

	(出願者数)	(受験者数)	(合格者数)	(合格率)
新卒者	2,786 人	2,373 人	1,907 人	80.4%
全 体	3,764 人	3,321 人	2,366 人	71.2%

2. 第 8 回理事会 (H26.3.4) において、川添会長から、2 月 17 日に全理事に依頼を行った、第 107 回歯科医師国家試験問題に関しての厚生労働省への意見提出について謝辞が述べられた。(別記 3)

3. 第 9 回理事会 (H26.3.24) において、川添会長から、第 107 回歯科医師国家試験の結果は同試験の回数が年 1 回になってから最も低い合格率となったこと等について説明があった。

これについて、安井副会長（教育・研究部会長）から本日の教育・研究部会でも話題となり、特に、合格者数と資格試験との関係、極めて多い削除問題数、一般問題と必修問題の識別が極めて低いなどの疑義について、厚労省へ申し入れるよう理事会で検討されたいとの要請があったことの報告があった。

協議の結果、できるだけ早い時期に厚労省へ、例えば質問書という形で申し入れることとし、質問書のたたき台は安井副会長が作成した上で会長へ渡し、会長から全理事に意見を伺うこととした。なお、安井副会長から、これは国立大学にとっても共通の問題でもあるので、必要があれば、歯科大学学長・歯学部長会議常置委員会と連携をとることも考えられる旨、述べられた。

4. 第 77 回総会（H26.3.24）において、川添会長から、第 107 回歯科医師国家試験の結果について説明があり、合わせて斎藤常務理事（教育・研究部会員）から、本日、開催された教育・研究部会において、特に、合格者数と資格試験との関係、極めて多い削除問題数、一般問題と必修問題の識別が極めて低いなどの疑義について意見交換が行われたことの説明があった。

引き続いて、川添会長から、先ほど開催された理事会において、教育・研究部会の意見を踏まえ、できるだけ早い時期に厚労省へ、例えば質問書という形で申し入れることとし、質問書のたたき台は安井副会長（教育・研究部会長）が作成した上で会長へ渡し、会長から全理事に意見を伺うこととしたこと、また、これは国立大学にとっても共通の問題でもあるので、必要があれば、歯科大学学長・歯学部長会議常置委員会と連携をとることも考えられるとの説明があった。

別記 3

平成 26 年 2 月 17 日

一般社団法人 日本私立歯科大学協会
（17 名の各役員） 殿

一般社団法人 日本私立歯科大学協会
会 長 川 添 堯 彬

第 107 回歯科医師国家試験問題に関する意見について（依頼）

謹啓 余寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、役員の皆様、ご案内のとおり、歯科医師国家試験問題に関しましては、不適切な問題が見受けられるところであることから、毎年、各大学さんから厚生労働省に対しまして意見が提出されているところであります。

今年度も、去る 2 月 1 日、2 日に第 107 回歯科医師国家試験が実施され、各大学におかれましては当該問題についての分析等が行われているところと拝察いたします。

つきましては、役員の皆様におかれましては、学務ご多忙の折、誠に忌憚ですが、各大学さんから厚生労働省に対しまして「不適切と考えられる問題に関する意見」を早急に提出頂きますよう、何とぞご配慮方よろしくお願いいたします。

ご参考に、本学（大阪歯科大学）がまとめました意見を添付ファイル（二つのシートです）にてお送りさせていただきます。

謹白

(3) 歯科医師臨床研修について

第3回理事会(H25.6.17)において、安井専務理事から、事務局長会議実施委員会において実施した「平成25年度歯科医師臨床研修収支等の実態調査」の結果がまとまったことの説明があり、引き続いて事務局から調査結果の内容の説明があった。

(4) 診療参加型臨床実習について

1. 第2回理事会(H25.5.29)及び第76回総会(H25.6.17)において、安井副会長から、6月21日に徳島大学で開催される歯科大学学長・歯学部長会議に向けて、診療参加型臨床実習の在り方検討委員会において各大学の意見を聞きながら検討したうえで、最終的に理事会において私立歯科大学・歯学部の考え方を我が国の歯学医学教育の在り方という大所高所の観点からとりまとめた資料：「歯科診療参加型臨床実習についての意見(骨子)」の説明と、合わせて、この意見を、先日、中原会長から同会議常置委員会委員長の宮崎副会長へ提出したことの説明があった。(別記4)
2. 第7回理事会(H25.10.30)において、宮崎理事から、「歯科診療参加型臨床実習についての意見(骨子)」については、6月21日に徳島大学において開催された「歯科大学学長・歯学部長会議」に提案し、受理されたことの報告説明があった。

別記4

平成25年5月20日

歯科大学長・歯学部長会議

常置委員会委員長 宮 崎 隆 様

一般社団法人 日本私立歯科大学協会
会 長 中 原 泉

歯科診療参加型臨床実習についての意見(骨子)の提出について(依頼)

謹啓 時下ますます清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、一般社団法人日本私立歯科大学協会は診療参加型臨床実習の在り方を含め、広く歯科医学教育について検討を致しているところですが、別添資料のとおり中間意見をまとめましたので、歯科大学長・歯学部長会議におきましてご披露頂きまう。よろしくお取りはからい願います。

謹 白

歯科診療参加型臨床実習についての意見（骨子）

1. はじめに ー診療参加型臨床実習の目的と教育環境についてー

診療参加型臨床実習は、学生が附属病院等において診療チームに参加し、その一員として指導医の下で患者中心の診療業務を分担しながら、歯科医師としての職業的な知識・思考法（臨床推論を含む）・態度・技能・倫理観（医道）の基本的な内容を学ぶことを目的としている。

したがって、歯科大学・歯学部においては、学生が診療チームの一員として診療業務を分担しながら段階的・体系的・実践的に学ぶ機会を充実し、その成果を蓄積できるような診療参加型臨床実習のカリキュラムの工夫・改善や教育体制の整備・充実、さらには評価方法の改善に努める必要がある。言うまでもなく、技能のみの評価ではなく、プロセスを重視し診察・検査から診断そして包括的な治療計画の立案を前提に評価を行うべきである。

元来、学生個々の技能や知識等の習熟・習得状況には相違があるため、思考・判断、スキルなどについて、個別の学生が明確に到達目標を理解したうえでポートフォリオ等の評価を行う必要がある。指導医と学生が評価される内容の共有化を図りつつ、学生の「振り返り」学修による学修効果の推進を図るべきである。

また、今後の連携医療体制の重要性に鑑み、コデンタル・コメディカルをはじめとした医療チームの構成員との円滑なコミュニケーションや協調等に関する能力や態度を習得させるための機会を充実させる等、実習内容の検討を十分に行うことが求められる。

文章の前半部分を占めることになる。そこで、不完全な一般目標を掲げている項目に対して、文章から読み取れる範囲だけで「期待される成果」をカリキュラムプランニングの原則に則り、形だけではあるが変更してみたので早急なる改善の参考としていただきたい。

F-1：期待される成果が記載されていない

良好な患者―歯科医師関係のもと適切な治療計画を立案するために、医療面接や治療計画に関する知識、技能および態度を習得する。

F-2：期待される成果が記載されていない

患者の全身的、局所的な病態を把握するために、口唇・口腔・顎顔面領域の基本的な診察技能についての知識、技能および態度を習得する。

F-3：期待される成果が記載されておらず、SBOsに回った方がよい語句が多い
画像検査を安全、確実に実施するために、放射線検査の基本的な知識、技能および態度を習得する。

※人体への影響、放射線防護の言葉はSBOsへ

F-4：期待される成果が具体的でない（現実的でない）、どのような歯科診療かが不明
安全に配慮した歯科診療を実践するために、医療安全・感染防止の知識、技能および態度を習得する。

F-5：期待される成果が具体的でない（現実的でない）、どのような歯科診療かが不明
地域において全人的医療をチームで実践するために、地域医療、病診連携についての知識、技能および態度を習得する。

F-6：期待される成果が記載されていない
適切な口腔外科手術を実践するために、基本的口腔外科手術についての知識、技能および態度を習得する。

2. 歯科診療参加型臨床実習について

- 1) 診療参加型臨床実習には、「見学」、「介助」、「自験」が含まれる。
- 2) 方略を選択する際の各大学院の実情として、病院環境の違い、来院患者数の違いが大きく影響しており、29 歯科大学・歯学部を一律の方略で規制することは適当ではない。歯学教育モデル・コア・カリキュラムに示された水準と方略との関係はあくまでも原則であり、学生、患者の状況により大きく左右されるため、患者中心の医療を展開する上で大学及び指導医の判断に委ねられる。
- 3) 臨床実習終了評価として OSCE が推奨されているが、診療参加型臨床実習後の終了試験としてシミュレーション試験を実施することに違和感もある。診療参加型臨床実習終了評価にはポートフォリオの活用に加えて、患者からの評価などについても検討し、包括的に実施する必要がある。

3. 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの GIO への提言

歯学教育モデル・コア・カリキュラム ー教育ガイドラインー 平成 22 年度改訂版準拠
診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集（案） 2011 年 11 月 09 日版
に記載されている一般目標（GIO）の問題点について

カリキュラムプランニングの原則として、一般目標には「期待される成果が明確に記載されていること」とされている。つまり、学修者はすべての行動目標を達成できれば、一般目標に示されている成果を得られると理解するわけである。当然、このことは各大学において教員も学生も理解していることである。

しかし今回、上記（案）に示されている多くの一般目標は、このカリキュラムプランニングの原則に反し、「期待される成果」が一般目標にかかれていない項目が多数存在する。これらの不完全な一般目標が独り歩きすると、各大学の教員は独自のカリキュラムを組むことができず、学生は何をどのように学修してよいのかという個別の学修行動を取ることが不可能となってしまう、臨床教育の現場では大混乱を発生しかねない。つまり、各大学が、各学修者がゴールの見えない長距離走をバラバラな方向に向かって走り始めてしまう可能性を懸念しているわけである。

「期待される成果」は通常「～のために」という表現が使われ、一般目標の

F-7：F-7-1)、-2)、-3)は関連するユニットであるためコースとしての GIO を必要とする。

F-7 全体のコース GIO は、
歯とその機能を良好な状態に保存するために、保存修復治療、歯内療法治療、歯周治療に関する知識、技能および態度を習得する。

F-8：F-8-1)と 2)は関連するユニットであるためコースの GIO を必要とする。

F-8 全体のコース GIO は、
適切な咬合状態による顎口腔機能の回復と審美性を維持・回復するために、補綴歯科治療についての知識、技術および態度を習得する。

F-8-1)：期待される成果が記載されていない

適切な補綴歯科治療を実践するために、クラウンブリッジに関する基本的な知識、技能および態度を習得する。

F-8-2)：期待される成果が記載されていない

適切な補綴歯科治療を実践するために、可塑性義歯に関する基本的な知識、技能および態度を習得する。

(5) 附属病院の感染対策について

1. 第3回理事会(H25.6.17)及び第76回総会(H25.6.17)において、安井副会長から、附属病院感染対策協議会が各大学の協力を頂き本年4月～5月にかけて実施した「歯科診療における院内感染対策に関する調査」が終了したので、本日開催した「附属病院感染対策協議会」及び「病院部会」へその結果が報告されたことの説明があった。
なお、「附属病院感染対策協議会」へは、文部科学省、国公立大学及び日本私立医科大学協会から関係者が出席したことが付言された。(別記5)
2. 第8回理事会(H26.3.4)において、北村副会長(病院部会長並びに附属病院感染対策協議会議長)から、昨年12月3日に開催された附属病院感染対策協議会(第5回)の議事概要のうち、特に、「医療事故防止のための国公立大学歯学部間の相互チェック」に関して、同協議会の総意としては、17私立歯科大学・歯学部が揃って参加することができるよう、理事会や病院部会において検討されるよう要請があったので、今月24日開催の病院部会で検討し、その後理事会に報告したいことの説明があった。
3. 第9回理事会(H26.3.24)において、北村副会長から、前回の理事会において、「医療事故防止のための国公立大学歯学部間の相互チェック」に関して、17私立歯科大学・歯学部が揃って参加することを病院部会で諮りたいということを説明したが、本日開催された病院部会において出席者全員の方からこのことについて賛同を頂けた。ついては、理事会として、病院部会並びに附属病院感染対策協議会がこの方向で進めていくことを了解頂きたいとの説明があり、協議の結果、了承された。
4. 第77回総会(H26.3.24)において、北村副会長から、附属病院の感染対策は、大学にとって大変重要な課題であり、また、社会的にも極めて大きな関心事であることから、数年前に協会の病院部会の下に附属病院感染対策協議会を設け、国公立大学附属病院感染対策協議会及び私立医科大学協会感染対策協議会とも連携しながら取り組んできており、さらに、附属病院感染対策協議会には必ず文部科学省専門官に出席頂いて示唆等を受けている。この中で、特に、「医療事故防止のための国公立大学歯学部間の相互チェック」という取り組みがあるが、私立歯科大学・歯学部の全部が参加ということには至っていない。そこで、本日の病院部会及び理事会において検討の結果、次回(平成27年度)の相互チェックに当たっては、17私立歯科大学・歯学部が揃って参加するということが了承されたとの説明があった。

歯科診療における院内感染対策に関する調査

一般社団法人 日本私立歯科大学協会 病院部会
附属病院感染対策協議会

＜お願い＞

※ 本調査は、「附属病院感染対策協議会」として、現在、各私立歯科大学・歯学部（以下、「各大学」という。）において取り組まれております「院内感染対策」の状況を調査し、その結果を、各大学間で共有し、もって、各大学での今後の「院内感染対策」の一助となることを目的とするものです。

したがいまして、調査に回答頂いた内容は、上記目的以外には使用せず、また、調査結果の集計まとめ表を作成するに当たりましては、各大学名は明記せず、たとえば、A大学、B大学・・・といったしますので、各質問項目については、必ずご回答下さるようお願いいたします。

＜記載代表者データ記入＞

1. 大学名：	大学	歯学部
2. 記載代表者氏名及び連絡先：		
氏名		
電話番号		
メールアドレス		

質問の該当する項目に○でお答え下さい。その他の場合は、記入をお願い致します。

- 1 -

Q 6 ICDの所属はどちらですか。＜複数回答可＞

口腔外科 人 補綴科 人 保存系診療科 人 口腔衛生科 人 歯科麻酔科 人
内科 人 外科 人 その他 () 人

＜2. ウイルス抗体検査について＞

Q 7 教職員の接種状況について < O印と記入をして下さい。 >

	抗体検査の実施	実施時期	陰性の場合のワクチン接種	ワクチン接種費用
B型肝炎	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 病院負担 その他 ()
麻疹	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 病院負担 その他 ()
風しん	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 病院負担 その他 ()
水痘	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 病院負担 その他 ()
流行性耳下腺炎	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 病院負担 その他 ()

- 3 -

＜1. 教 育＞

Q 1 「院内感染対策」についての学部学生への講義について（実施している施設は表にも記載下さい）

a 実施している		b 実施していない				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
講義の実施						
講義時間 *1						
担当講座・教室名						

*1 1コマ1時間で換算して下さい。

Q 2 「院内感染対策」について臨床実習生（病院生）への講義について

	a 実施している	b 実施していない
実施している施設は、		
・時期はいつで、何回行われていますか。（ 時期： _____、 回数： _____回）		
・講義はどこが担当されていますか。＜複数回答可＞		
(_____講座 ・ 教室 ・ 院内感染対策委員会 ・ I C T)		
・何コマ（1コマ1時間で換算して下さい）講義されていますか。（ _____コマ ）		

Q 3 「院内感染対策」についての臨床研修歯科医師への講義について

	a 実施している	b 実施していない
実施している施設は、		
・時期はいつで、何回行われていますか。（ 時期： _____、 回数： _____回）		
・講義はどこが担当されていますか。＜複数回答可＞		
(_____講座 ・ 教室 ・ 院内感染対策委員会 ・ I C T)		
・何コマ（1コマ1時間で換算して下さい）講義されていますか。（ _____コマ ）		

Q 4 昨年、病院教職員に「院内感染対策講習会」を何回開催されましたか。

a 0回 b 1回 c 2回 d 3回以上

Q 5 貴院で、ICD（インфекションコントロールドクター）は何人おられますか。

a 0人 b 1人 c 2人 d 3人 e 4人以上

- 2 -

Q 8 臨床研修歯科医師の接種状況について < O印と記入をして下さい。 >

	抗体検査の実施	実施時期	陰性の場合のワクチン接種	ワクチン接種費用
B型肝炎	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
麻疹	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
風しん	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
水痘	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
流行性耳下腺炎	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()

Q 9 臨床実習生（病院生）の接種状況について < O印と記入をして下さい。 >

	抗体検査の実施	実施時期	陰性の場合のワクチン接種	ワクチン接種費用
B型肝炎	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
麻疹	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
風しん	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
水痘	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()
流行性耳下腺炎	実施 ・ 未実施	入職時 定期健診時 (年に1回)	結果通知のみ 任意接種 強制接種	個人負担 大学・病院負担 その他 ()

- 4 -

＜3. 外来診療で使用した器具の消毒と滅菌＞

・・・総合診療部（無い場合は、保存系あるいは補綴系）を対象とし、診療科で主に行われていることをご記入下さい。

Q10 使用した器材をどこで処理されていますか。＜1つのみ選択＞

- a すべて各診療室
- b すべて中央化して中央材料滅菌室
- c 一部診療室でほぼ中央材料滅菌室
- d ほぼ診療室で一部中央材料滅菌室

Q11 消毒レベルの器具は、使用後どこまで処理されますか。＜1つのみ選択＞

- a 煮沸消毒している
- b ウォッシャーディスインフェクターを使用している
- c 薬液に浸漬している
- d すべて滅菌している

Q12 歯科用 手用器具（例：アーンストリカパーなど）の洗浄方法はどのようにされていますか。＜1つのみ選択＞

- a 用手洗浄（手洗い）
- b 超音波洗浄
- c ウォッシャーディスインフェクター処理

Q13 熱水処理（ウォッシャーディスインフェクター）について

- a 使用している
- b 使用していない

Q14 滅菌物（一般歯科治療基本セット）についてどのようにパックされていますか。＜1つのみ選択＞

- a 個々に滅菌パックに入れて滅菌している
- b 同じものをまとめて滅菌パックに入れて滅菌している
- c セット組して滅菌パックに入れて滅菌している

Q15 消毒したものはどのように保管されていますか。

- a 引き出し・棚に入れている
- b 机の上に置いている

- 5 -

Q20 個人防護具で、帽子やマスクの使用について < O印をお付け下さい。 >

・・・主に行われているものを1つ選択なさって下さい。

	帽子	マスク
患者毎に交換している		
午前・午後で交換している		
1 日同じものを使用している		
汚染が見られたら交換する		

Q21 個人防護具の装着で、明らかに感染症と判っている場合、感染症の疑いの場合および感染症がない人または判らない人で対応をどうされていますか。

- a すべて同様にしている
- b 感染症と判っている場合のみガウンなどを装着する
- c 感染症の疑いの場合、ガウンを装着する
- d 感染症の疑いの場合、ない人と同様ガウンは装着しない

Q22 マスクを外した後はどうしていますか。＜主に行われているのを1つ選択して下さい。＞

- a 白衣のポケットの中に入れる
- b 診療室の机の上置く
- c 首の辺りにずらしてつけている
- d 鼻を出してオトガイ部につけている
- e すぐに廃棄する

Q23 外来歯科治療に使用されている未滅菌手袋について <複数回答可>

- a ラテックス（ノンパウダー）
- b ラテックス（パウダー）
- c 合成ゴム（ニトリル）
- d ビニール

Q24 手術用手袋について <複数回答可>

- a ラテックス（ノンパウダー）
- b ラテックス（パウダー）
- c ラテックスニトリルコーティング
- d 二重手袋（ラテックス）
- e 合成ゴム（ダーマブレイン[®]）

- 7 -

Q16 高水準消毒薬の使用について <複数回答可>

- a 使用していない
- b 使用後の器具の浸漬に使用している
- c 義歯等の消毒に使用している

Q17 体液・血液の対応について

1. タービンに付着した体液・血液の付着物の対応は？＜1つのみ選択＞

- a アルコールガーゼで清拭する
- b 水で湿らせたガーゼで清拭する
- c その他（ ）

2. 床に落ちた体液・血液の対応は？＜1つのみ選択＞

- a 直接消毒薬で清拭する
- b 水で清拭してから消毒薬で清拭する
- c その他（ ）

Q18 バー・ポイント類の処理について、使用直後に行われるのはどれですか。＜1つのみ選択＞

- a 超音波洗浄する
- b エタノール浸漬する
- c エタノールで清拭する
- d 薬液消毒する
- e 水洗する

＜4. 外来診療＜個人防護具＞

・・・総合診療部（無い場合は、保存系あるいは補綴系）を対象とし、診療科で主に行われていることをご記入下さい。

Q19 飛散する（エアロゾルが発生する）処置時、どの個人防護具を装着していますか。＜複数回答可>

- a マスク
- b 帽子
- c 手袋
- d アイプロテクション
- e ガウン
- f シューズカバー
- g その他（ ）

- 6 -

Q25 アイプロテクションについて

- a 導入している（採用している商品名： ）
- b 導入していない

Q26 アイプロテクションを使用しているのはどのような時ですか。＜複数回答可>

- a 拔牙などの観血的処置時のみ
- b 感染症の患者の治療時のみ
- c 飛散を伴う処置時
- d 常に装着している

＜5. 手術前検査＜HIV＞＞

Q27 手術前検査＜HIV＞の実施について＜1つのみ選択なさって下さい。＞

- a 入院手術症例のみ術前検査する
- b 既往歴がある場合のみ術前検査する
- c 入院手術と外来手術のみ術前検査する
- d 入院患者全員に検査する
- e 検査しない
- f その他（ ）

Q28 検査されている病院で、手術前検査＜HIV＞の費用負担はどのようになっていますか。

- a 病院負担
- b 患者自費負担

＜6. 院内ラウンド・医療安全&院内感染対策相互チェック＞

Q29 病院内ラウンドについて

- a 定期的に行っている
- b 頻度は（ 週1回、 2週1回、 月1回、2月1回、それ以上の間隔 ）で行っている
- c 行っていない
- d 不定期（問題が生じた時のみ その他（ ））

- 8 -

Q30 院内ラウンド後、スタッフへのフィードバックはどのようにされますか。＜複数回答可＞

- a 報告書を作成する。
- b 口頭で伝える
- c 特に行わない
- d ホール・ベランダに掲示する
- e コミュニケーションボードなどに掲載する
- f 臨時の院内感染対策委員会が発表する
- g 院内感染防止委員会に報告する

Q31 国公立大学附属病院 医療安全相互チェックについて

- a 以前より参加している
- b 参加していない（今後参加する予定になっている） ・ 今後参加する予定はない

< 7. 針刺し・切創対応 >

Q32 平成 24 年度に貴院で針刺し・切創は何件ありましたか。職種毎に件数をご記入下さい。＜複数回答可＞

総数 _____ 件

- a 歯科医師（教員） _____ 件
- b 研修医（教員以外） _____ 件
- c 卒業後研修歯科医師 _____ 件
- d 歯科衛生士 _____ 件
- e 看護師 _____ 件
- f 大学院生 _____ 件
- g 病院長 _____ 件
- h 歯科衛生士学生 _____ 件
- i その他（ _____ ） _____ 件

Q33 受傷後に HIV 抗体検査をしていますか。

- a している
- b していない

Q34 傷害保険に加入されていますか。

- a 歯学部学生
 - b 歯生士学校学生
 - c 大学院生
- はい いいえ

Q35 受傷の汚染源（患者など）が特定できない場合、抗 HIV 薬を服用を推奨していませんか。

- a はい
- b いいえ

Q36 抗 HIV 薬を自衛設備で常備していますか。

- a はい
- b いいえ

常備していない場合

常備している自衛設備を削除していますか。

- a 削除している
- b 削除していない

< 8. 取り入れたい感染対策 >

Q37 今後、附属病院感染対策協議会において調査を希望される事項がございましたら、簡潔に記載して下さい。

- ☐
- ☐
- ☐

アンケートは、以上で終わります。ご協力ありがとうございました。

（６）歯学教育の認証評価について

第 7 回理事会（H25. 10. 30）において、宮崎理事から、歯学教育の認証評価のあり方がどうなるかは極めて重要な問題であるので、文部科学省から大学改革推進事業の補助金を受けて活動を行っている「歯学教育認証評価検討WG」の検討がどこまで進んでいるかなどの状況に関して情報提供を頂きたいとの発言があり、これについて、種々意見交換が行われた。

（７）協会の「広報戦略」について

第 2 回理事会（H25. 5. 29）及び第 76 回総会（H25. 6. 17）において、安井副会長から、平成 22 年度～24 年度に実施された広報戦略事業全体についての総括として、その量的成果及び質的成果を含めた説明があった。（別記 6）

活動の概要 主な実施施策 マスコミ向け広報ツールとしての『FACTBOOK』の制作・配付 ● 広報戦略活動の開始当時、歯科医学教育のみならず歯科医療の現状についても、それをマスコミに対し簡潔かつ網羅的に説明する広報制作物は存在しなかった。そこで、まずは幅広いマスコミ関係者に対し、包括的にかつ最新の情報を伝える目的で制作したのが『FACTBOOK』である。 ● この広報ツールでは、協会加盟大学の全般的な協力のみならず、一線で活躍する現役の歯科医師にも取材への協力を仰ぎ、歯科医療の最新の動向をまとめた。 ● この冊子は、完成時に幅広くマスコミ関係者に配付したほか、その後のマスコミ向けのセミナーや個別に取材があった際などに、その基本説明のためのツールとして活用した。 ● さらに、加盟大学においても、マスコミ関係者のみならず学生やその他の関係者向けに歯科医学教育や歯科医療の現状を伝えるツールとして着目され、当初の企画以上の拡がりをもって配付された。これに伴い、平成22年度並びに23年度には増刷、24年度には改訂増刷を行った。 マスコミ関係者と直に接触する場としての『歯科プレスセミナー』の実施 ● マスコミ関係者を一堂に会し、最新の歯科医学教育・歯科医療についての情報を提供する主旨で、プレス向けセミナーの企画・実施を行った。 ● この催しは、単にマスコミ関係者の啓発のため情報提供を行う場としてではなく、マスコミ関係者と直接接する場としても重きを置き、協会や歯科全般に関し共感を持つシンパ層を形成する意図で行った。 マスコミ関係者に対する認識の現状を知るための『一般生活者意識調査』の実施 ● 生活者の歯科医学教育や歯科医療についての意識・知識の実態を浮き彫りにし、さらにそれをマスコミ向けの提供情報（＝ニュース）として活用するという2つの目的をもって『一般生活者意識調査』を毎年実施し、発表を行った。 ● 調査を通じて得られた結果は、マスコミへの情報提供を通じ、記事として一般生活者に還元したほか、プレスセミナーのテーマや設定など、その後の広報戦略活動展開の企画のための判断材料としても活用した。 記事掲載獲得のための活動 ● 前述の『FACTBOOK』や『歯科プレスセミナー』、『一般生活者意識調査』を通じてまとめられた情報は、単にマスコミに幅広く情報提供してその強化に役立てるのみならず、それぞれが記事として掲載されるための能動的な働きかけを行った（＝プロモート活動）。 ● これらにより、全国紙、タ刊紙、通信社などの従来のマスメディアのみならず、昨今急速に生活者の情報入手先として発達するインターネット上のメディアにおいても記事掲載の獲得が図られた。	2 dentsu 株式会社電通・パブリック・リレーションズ
---	--

一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中 平成22～24年度 日本私立歯科大学協会 広報戦略活動に関する報告 平成25年5月 dentsu 株式会社 電通・パブリック・リレーションズ 1 dentsu 株式会社電通・パブリック・リレーションズ	活動の主旨 当初の目的 活動開始時の環境 ● 活動開始前の平成21年度頃までは、マスコミが記事として採りあげた話題は、「歯科医師のワーキングブア」や「歯科医師の過剰」といった歯科界に対する偏った情報や意識に基づいて業界の現状や将来性を報じるものや、歯科医学教育についても「私立歯科大学の定員割れ」のような一面的な見地に基づくもので構成されてきたことがあった。一般生活者はそうした偏った情報をもとに歯科医学教育や歯科医療についての認識を形成していた恐れがあり、また、高校生やその保護者にとっては職業の選択肢として歯科医師を考慮することを妨げるような情報環境にあった。 ● 一方で、一般生活者の健康に対する意識の高まりと共に、マスコミの中でも医療やヘルスケアに関する情報が好んで取り扱われる機会が増えていた。しかしながら、その内容はがんや心臓疾患などのように直接的な死因に関わるものや、死に至る間接的な要因としての生活習慣病（特に三大成人病）に関わるものに限られていた。こうしたものは密接に関わる歯科医療については、その重要性についての情報は、マスコミではほとんど報じられていない状況であった。このことは、マスコミに偏向的な意図があったわけではなく、単に情報を有していないことにその原因があると思われる。 広報戦略活動の目的 ● 本広報戦略活動は、まずマスコミに歯科医学教育・歯科医療に関する正しい情報を与え、その意識並びに知識を充実させることにより、マスコミによって伝えられる情報の是正を図る目的で企画したものである。一連の活動を通じ、最終的にはマスコミによって形成されてしまった社会の認識を、その情報発信者たるマスコミ関係者の意識を変えることで、マスコミの報道を通じて正す、というスタンスのもと各種活動を展開した。
---	--

- 当初11,000部を印刷し、主にマスコミ関係者に幅広く配付したが、加盟大学からの要望があったことから発行1ヶ月後の平成22年10月にさらに3,500部の増刷を行った。

『第1回歯科プレスセミナー』

- 『第1回歯科プレスセミナー』は、超高齢社会の到来、「むし歯」から「歯周病」への疾病構造の変化といった現下そして今後の歯科医学・歯科医療にとって大きなテーマを選択して内容を構成した。
- 講師には、東京歯科大学 副学長 解剖学講座 井出 吉信教授と日本大学歯学部 歯周病学講座 伊藤 公一教授をお招きし、それぞれ「超高齢社会における歯科医師の役割とは」、「歯周病と全身の健康との関係性について」と題し、最新の報告も含めてご講演いただいた。
- この実施により、マスコミ関係者にとって集まりやすい東京・丸の内での実施、2名の講師による基調講演と協会活動についての基礎情報の提供というプログラム構成、参加者アンケートの実施など、以降のプレスセミナーの実施形式の雛形が形成された。
- 事後の参加者アンケートで、マスコミの関心が「高齢者の口腔ケア」、「歯周病と全身の健康との関係」、「予防歯科によるアンチエイジング」などにあることがわかり、第2回以降のテーマ設定の際の参考情報として活用した。
- このセミナーを機に、特に経済誌(購読者に開業医が多い)での記事掲載を目指した個別掲載獲得活動を行い、「エコバミスト」及び「フジサンケイビジネスアイ」の2つの媒体での掲載が実現した。

各年度の活動概要／平成23年度

平成23年度の実施施策とその成果

実施施策	実施時期	概要	掲載数	広報換算試算額
第2回 歯科プレスセミナー	6月	● 実施日：平成23年6月22日(水) ● 会場：コンファレンススクエア エムプラス ● 講師／テーマ：『くらしを守る、いのちを守る口腔機能』 日本歯科大学 生命歯学部 附属病院総合診療科 菊谷 武教授 『歯科医師は口腔がんのキーパーソン』 昭和大学歯学部 顎口腔疾患制御外科学 新谷 佳教授 ● 出席者：43媒体／46名 ⇒ Webメディア(2媒体／日経ビジネスオンライン、asahi.com apital)に対する個別掲載促進活動を実施	19	¥6,528,100 (¥2,658,445)
第2回 一般生活者意識調査	7月	● 調査対象：全国10～70代の男女1,000名 ● 調査結果のサマリー版をマスコミ関係者に配付 ⇒ タリフジ、共同通信に対し、個別の掲載促進活動を実施	43	¥23,718,000 (¥3,360,000)
ニュースレター	12月	● 仕様：A4判／4色／16ページ ● テーマ：被災地における歯科医療支援活動の実態と課題 ● 500部をマスコミ関係者に配付	2	¥8,202,800 (¥1,995,000)
広報成果			66	¥47,848,900 (¥15,878,445)

平成22年度の実施施策とその成果

実施施策	実施時期	概要	掲載数	広報成果
第1回 一般生活者意識調査	6月	● 調査対象：全国10～70代の男女1,000名 ● 調査結果のサマリー版をマスコミ関係者に配付 ⇒ 産経新聞、タリフジに対し、個別の掲載促進活動を実施 ⇒ 11月に改めて共同通信に対し、個別の掲載促進活動を実施	38	¥16,605,000 (¥4,935,000)
FACTBOOK制作・配付	9月	● 仕様：A4判／2色／48ページ ● 当初1,000部を増刷し、マスコミ関係者に配付 ⇒ 加盟大学・学部でも活用されることになり、10月さらに3,500部を増刷	2	¥22,757,500 (¥4,187,561)
第1回 歯科プレスセミナー	10月	● 実施日：平成22年10月1日(金) ● 会場：コンファレンススクエア エムプラス ● 講師／テーマ：『超高齢社会における歯科医師の役割とは』 東京歯科大学 副学長 解剖学講座 井出 吉信教授 『歯周病と全身の健康との関係性について』 日本大学歯学部 歯周病学講座 伊藤 公一教授 ● 出席者：42媒体／46名 ⇒ 経団誌2誌(エコバミスト、フジサンケイビジネスアイ)に 対する個別掲載促進活動を実施	11	¥5,144,220 (¥2,826,944)
広報成果合計			87	¥58,858,420 (¥14,889,505)

一般生活者意識調査

- 広報戦略活動の中でも最初の施策である生活者意識調査は、『「歯科医院」「歯科医師」「オーラルケア」に関する意識調査』として、日本全国の10代～70代の1,000名を対象にインターネット調査の手法で行った。
- この調査では、歯科での診療経験がある人の7割がかりつつけの歯科医師があり、その満足度が高いこと(平均80点)、歯科医師に対するイメージとして「高収入」が最上位で上げられたこと、「歯並び」「口臭」をはじめとした他人の「オーラルケア」について7割が「気になる」という意識であったこと等の結果が出た。
- 一方で、歯科医院に通う目的の85%が「虫歯の治療」であり、「定期健診」や「歯周病の治療」のスコアが低く、依然として啓発の余地があること、歯科医師の仕事に対するイメージで、「将来に安定性がある」「仕事にやりがいがある」といった項目が30%を切っているなど、広報戦略活動の必要性を裏付ける結果も明らかになった。
- 本調査の結果をマスコミに提供する主旨から、設問で『この人が歯科医師だったら、診てもらいたいと思う芸能人』を問うものを入れた(男性は福山雅治氏、女性は大塚祐希氏)。

『FACTBOOK』の制作・配付

- 『FACTBOOK』は、歯科医学教育並びに歯科医療の現状という壮大なテーマを48ページに凝縮したものである。
- 本冊子は、加盟大学の20人に及ぶ教員の先生と、4ヶ所の外部機関・歯科医院への取材活動を通じて原稿作成を行った。

内容は、東北各県での実際の災害歯科医療ボランティアへの動向取材、並びに中越地震での体験から災害時歯科医療に詳しい日本歯科大学新潟生命歯学部の中 彰教授へのインタビューのほか、加盟大学の取り組みについて網羅的にまとめたもの。

- 『FACTBOOK』同様、幅広いマスコミ関係者に配付し、理解促進に努めた。

dentsu株式会社電話・ハブリクレーター・シモンズ

11

各年度の活動／平成24年度

平成24年度の実施施策とその成果

実施施策	実施時期	概要	掲載数	広報成果
第3回 歯科プレスセミナー	7月	● 実施日：平成24年7月30日(月) ● 会場：コンファレンススウェーエムプラス ● 講師／テーマ：『不老はロからーアンチエイジング医学の最新線ー』 鶴見大学歯学部 斎藤 一郎教授 『ロから脳と心を見てみればー口腔機能と脳の科学ー』 神奈川歯科大学 小野塚 真名 専教授 ● 出席者：35媒体／36名 ⇒ Webメディア(2媒体／日経ビジネスオンライン、asahi.com apital)に対する個別掲載促進活動を実施	11	広告換算試算額 ¥5,439,290 (¥2,732,444)
第3回 一般生活者意識調査	9月	● 調査対象：全国10～70代の男女1,000名 ● 調査結果のサマリー版をマスコミ関係者に配付 ⇒ 共同通信に対し、個別の掲載促進活動を実施	26	¥8,808,200 (¥4,042,500)
FACT BOOK改訂	11月	● 厚生労働省 歯科疾患実態調査のデータなどを最新のものに更新し、改訂。さらに東日本大震災における歯科医療支援活動に関する記述を追加 ● 2,550部を印刷、配付	—	(¥578,655)
広報成果合計			39	¥23,647,790 (¥13,653,599)

主な実施施策

『第2回 歯科プレスセミナー』の実施

- 『第2回 歯科プレスセミナー』は、一般生活者にとって関心が高いことが想定されるQOLの向上をテーマにその口腔機能との関係や、あまりその情報が社会に詳しくは知られていない口腔がんという、現在そして今後の歯科医学・歯科医療にとって根本的なテーマを選択して内容を構成した。
- 講師には、日本歯科大学生命歯学部 附属病院総合診療科 教授であり口腔介護・リハビリテーションセンター長の菊谷 武先生と昭和大学歯学部 顎口腔疾患制御歯科学 教授であり歯科病院 口腔外科診療科長の新谷 悟先生をお招きし、それぞれ「くらしを守る、いのちを守る口腔機能」、「歯科医師は口腔がんのキーパーソン」と題しご講演いただいた。
- 事後の参加者アンケートで、『「口腔機能の重要性」、「口腔がん」について新しい情報、興味深い情報があったか』との問いに100%が「あった」という回答が得られたほか、今後の関心テーマとして引き続き「高齢者口腔ケア」や「歯周病と全身の健康との関係」など、根本的なテーマに関する関心が高いことが確認された。
- このセミナーを機に新たにWebメディアでの記事掲載を目指した個別掲載獲得活動を行い、「日経ビジネスオンライン」及び「asahi.com apital(アピタル)」の2つのサイトで連載が実現した(「日経ビジネスオンライン」は2回シリーズ、「asahi.com apital」は3回シリーズ)。

第2回一般生活者意識調査の実施

- 生活者意識調査は、前年との比較を行うため、ほぼ同設問、同対象(日本全国の10代～70代の1,000名を対象)でインターネット調査の手法で行った。
- ただし、この第2回目の調査では、新たに歯科医療の現状についての意識や知識を問う設問を設けた。それらの中で、昨今歯科医院が増えていることについては、「新しい技術や設備を持った歯科医院が増えるのは歓迎だ」と答えた人が約47%に達したことをはじめ、「近くで評判の良い歯科医院を選ぶので有難い」(42%)、「待ち時間が減ったり予約を取りやすくなるので歓迎だ」(38%)など、「歓迎」という意見が多いことが特筆すべき傾向として確認された。
- 一方で、知識を問う設問では「歯科学学生の就職率は100%である」、「歯科医師は死亡診断書を発行できる」といった項目についての正答率が軒並み10%程度と、引き続き広報戦略活動を実施する必要性を想起させる結果も明らかになった。

ニュースレター『被災地における歯科医療支援活動の実態と課題』の制作・配付

- 平成23年3月11日に発生した未曾有の大災害「東日本大震災」では、加盟大学をはじめ多くの歯科医師が被災地での口腔ケアなどで支援活動を展開したが、このような歯科医師の活動実態は前述の『一般生活者意識調査』でも半数以下にとどまるなど世間に認知されていなかった。
- こうした災害時の歯科医療支援活動の重要性について、マスコミ関係者の認知を得る目的で、加盟大学の支援活動の実態をレポートとしてまとめた。

量的成果

- 3年間にわたった広報戦略活動の直接的な成果であるマスコミでの記事露出の累計は下記の通り。
 - 掲載記事数: 192件
 - 広告換算試算額: 1億3,035万5,110円相当(費用:4,442万1,549円)
- マスコミ記事データベース『EL-NET(イーエル・ネット)』で「歯」というキーワードを含む記事の件数は以下のように推移している。

期 間	記事件数
平成21年度(H21.4.1～H22.3.31)	871
平成22年度(H22.4.1～H23.3.31)	1,495
平成23年度(H23.4.1～H24.3.31)	4,841
平成24年度(H24.4.1～H25.3.31)	7,479

* 『EL-NET』は日本国内の主要な新聞約100紙及び雑誌約150誌を対象とし、1987年からの約2,200万件の記事を収載しているデータベース

この結果と、一連の広報戦略活動との直接的な因果関係は立証できるものではないが、『FACTBOOK』をはじめとする包括的な情報提供がこうした傾向の一助になっていることに疑いはなく、マスコミにおいてはその読者・視聴者である一般生活者の関心が歯学に向いてきていることは間違いないものと思われる。

質的成果

- 協会としての広報活動基盤の確立
活動開始前は、協会としてマスコミに対する能動的な活動を行っていなかった中、その理解促進のための統一的な制作物(FACTBOOK)など、情報提供の一形態でありながら複数のマスコミ関係者との直接接触する機会としてのプレスセミナーの開催など、対マスコミ基本活動形態が3年間の活動を通じて整備された。
- マスコミからの情報発信源としての認知獲得
活動開始直後の第1回歯科プレスセミナーにおける参加者アンケートでは、マスコミ関係者の協会そのものについての認知は約39%であった。これが、第3回歯科プレスセミナーでは75%にまで上昇した。こうした認知度の上昇と、一般生活者意識調査の結果公表などの継続的活動を通じ、マスコミにとっての歯科関連情報情報源としての協会の存在感を確実に印象づけることができてきているものと考ええる。
- セミナーの実施などを通じ、マスコミ関係者との継続的なパイプ作り(シンパ層の形成)の端緒を拓いた
活動開始前は、協会がその活動や加盟大学の教育研究諸活動に関してマスコミ関係者(歯科業界誌を除く。)と接することは稀であったと思われる。これが歯科プレスセミナーなどの直接対面の場を設けつつ、継続的に情報提供を行うことにより、少しずつではあるが確実に関係作りは進んでいる。
しかしながら、こうした関係は維持の努力をしなければすぐに途絶えることが予想され、マスコミ関係者におけるシンパ層の形成、深化の取り組みは引き続きこれを行うことが望ましいと考えられる。

以上

主な実施施策

『第3回歯科プレスセミナー』の実施

- 『第3回歯科プレスセミナー』は、一般生活者のヘルスケアに対する関心の高まりや拉がりに鑑み、その関心が高いことが想定されるアンチエイジングやQOLの向上をテーマにその歯科医療との関係を脱くテーマを選択して内容を構成した。
- 講師には、鶴見大学歯学部 斎藤 一郎 教授と神奈川歯科大学小野塚 實名誉教授をお招きし、それぞれ「不老は口からアンチエイジング医学の最前線」、「口から脳と心を見てみれば一口腔機能と脳の科学」と題して講演いただいた。
- 事後の参加者アンケートでは、「両講演とも“目からウロコ”の内容があり、とても勉強になった」「糖尿病と歯周病の関連も騒がれる中で、医科と歯科の連携の重要性を見ることができた」「アンチエイジングの基礎が口の機能にあること。噛む効用は分かっていたが、さらに理解が深まった」など、非常に前向きな感想が寄せられた。
- このセミナーでもWebメディアでの記事掲載を目指した個別掲載獲得活動を行い、前年に引き続き「日経ビジネスオンライン」及び「asahi.com apital(アピタル)」の2つのサイトで連載が実現した(「日経ビジネスオンライン」は2回シリーズ、「asahi.com apital」は3回シリーズ)。

第3回一般生活者意識調査の実施

- 生活者意識調査は、経年の比較を行うため、一部を除きほぼ同設問、同対象(日本全国の10代～70代の1,000名を対象)で、インターネット調査の手法で行った。
- 第3回目の調査では、かみゆつげの歯科医師の有無やその満足度などについては調査開始以来継続して高い数値が得られた。特筆すべきは、職業としての歯科医師のイメージが前年調査の結果と比べて大きく改善していた点である。「やりがいがある職業」は約16%→約80%に、「将来性がある職業」は約23%→約71%と大きく変化した。一方で、「仕事がいハードである」が約29%→約67%と増加していたが、いずれにしても一般生活者の歯科医師の実像に対する理解が促進されている証左と考えられた。

FACT BOOK改訂

- 『FACT BOOK』は、発行から2年が経過したため、厚生労働省調べの歯科疾患実態調査から引用したデータなどを更新した改訂版を作成した。
- さらに、「大規模災害における歯科医療支援活動」の項に、東日本大震災における歯科医療支援活動に関する記述を追加した。
- この改訂版は、2,550部を印刷し、マスコミに配付したほか、加盟大学にも送付し活用された。

（８）私立歯科大学（学部）の財政等の現状について（平成 24 年版）

平成 24 年度第 1 回経営部会（H24. 6. 29）において協議し合意された項目により、加盟大学から資料の提供を受け、平成 24 年版を作成し、平成 25 年度第 1 回経営部会（H25. 6. 17）の審議を経て、加盟大学へ一部ずつ送付した。

（９）広報の発行（第 66 号・第 67 号） について

協会の広報は、年 2 回発行（原則 9 月と 3 月の予定）し、記載事項は、

- ① 巻頭言
- ② 時事問題等についての座談会記事
- ③ 「加盟大学のニュース」として、加盟大学発行の広報誌から、行事、歯学部長・病院長以上の異動・叙勲・訃報、特色ある施設等の紹介
- ④ 「新聞記事の要点」（「教育関係」及び「歯科関係」記事のうち重要なもの）として、記事の見出し・年月日・掲載紙名の一覧
- ⑤ 協会主催会議・事業の概要
- ⑥ 協会作成資料
- ⑦ 人事異動消息
- ⑧ その他協会広報にふさわしいもの

とし、内容の充実に努める。

以上の編集方針について、広報委員会（H25. 10. 10 および H26. 2. 20 開催）で審議・了承され、第 66 号は平成 25 年 10 月 31 日に、第 67 号は平成 26 年 3 月 31 日に発行した。（別記 7）



日本私立歯科大学協会広報

第 66 号
平成 25 年 10 月

目 次

<巻頭言>

激動の時代と我々に課せられた責務 小川 彰…………… 2

<大学のニュース>

○北海道医療大学歯学部

- ・北海道内私大で初の大学院（リハビリテーション科学分野）：大学院リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻修士課程 新設…………… 4
- ・地上 10 階建ての新たなランドマーク完成：中央講義棟…………… 4
- ・平成 24 年度日本歯科医学会会長賞（研究部門）受賞：平井敏博客員教授…………… 5
- ・第 60 回国際歯科研究学会日本部会（JADR）総会・学術大会：Joseph Lister Award 1st Prize 受賞（歯学部 6 年生 2 名）…………… 5

○岩手医科大学歯学部

- ・WHO（世界保健機関）主催「災害後の保健セクター復興国際会議」が矢巾キャンパスで開催されました…………… 6
- ・平成 24 年度いって高等教育コンソーシアム「From Pupil to Student ～『習う』から『学び』への橋渡しについて～」が行われました…………… 6
- ・災害時地域医療支援教育センター・マルチメディア教育研究棟が落成しました…………… 7
- ・3 学部合同学生セミナーが行われました…………… 7

○奥羽大学歯学部

- ・学長就任挨拶…………… 8
- ・年度始め顔合わせ…………… 8
- ・板橋仁講師に神奈川歯科大学より感謝状…………… 9

○明海大学歯学部

- ・歯学体壮行会…………… 9
- ・歯学部公開講座 テーマは「噛んで」「咽って」「笑って」「若返り」…………… 9
- ・2013 年度オープンキャンパス開催…………… 10

○東京歯科大学

- ・水道橋病院 3 階高度歯科医療センター保存科・補綴科完成式…………… 10
- ・米国ロチェスター大学との姉妹校協定締結…………… 10
- ・法人役員の選任…………… 11
- ・井出吉信学長再任・新人事発令される…………… 11
- ・法人役員の選任…………… 11

○昭和大学歯学部

- ・（仮称）昭和大学江東豊洲病院開院まで 10 か月…………… 12
- ・富士山登山道の清掃活動に 1 年生が参加…………… 12
- ・マダガスカル口唇口蓋裂医療協力医師、看護師らを派遣…………… 13
- ・昭和大学を代表とする歯科医師養成の取り組みが、文科省の平成 24 年度「大学間連携共同教育推進事業」に選定…………… 13

○日本大学歯学部

- ・平成 24 年度第 1 回医療安全研修会院内感染予防研修会・個人情報保護研修会…………… 14
- ・平成 24 年度第 2 回歯学部公開講座口腔保健と全身の健康シリーズ（33）…………… 14
- ・第 1 回歯学部ティーチングポートフォリオワークショップ…………… 15

○日本大学松戸歯学部

- ・茨城県歯科医師会と災害協定を締結…………… 15

○日本歯科大学生命歯学部

- ・帰宅困難者受入れ—東京・千代田区と協定—…………… 15
- ・住友雅人生命歯学部長 日歯医学会長に当選—歯科界からノーベル賞を学会運営に活発な協力を求める—…………… 16
- ・帰宅困難者対応訓練—「もしも」のときのために—…………… 16
- ・生命歯学部長に羽村章教授就任…………… 16

○日本歯科大学新潟生命歯学部

- ・創立者の書入れ本 新潟生命歯学部図書館に…………… 17
- ・村上一枝先生（昭和 40 年卒）「毎日地球未来大賞」を受賞…………… 17
- ・新潟生命歯学部長に関本恒夫教授就任…………… 17

○神奈川歯科大学

- ・松本剛一准教授（横浜クリニック歯科口腔外科）

らのウイルス多角体を用いた骨再生研究が Nature グループの「Scientific Reports」誌に掲載…………… 18

・大規模災害に備えた身元確認法、ID デンチャーの導入について…………… 18

・神奈川歯科大学資料館～人体標本と 100 年史～開館…………… 19

○鶴見大学歯学部

- ・「サンタ・プロジェクト解団式」本学で開催…………… 19
- ・国際対口腔がんボランティア協力隊平成 24 年度第 10 回「学生ボランティア団体支援」助成採択の報告…………… 20
- ・歯学部第 40 回生登院式…………… 21
- ・南三陸・気仙沼での口腔ケア・摂食・嚥下リハビリテーション支援について…………… 21

○松本歯科大学

- ・塩尻市の食育応援隊 カムカムメニューを参考に「噛むことの大切さを地域に伝えたい」…………… 22
- ・長野県歯科インプラントネットワーク設立 植田章夫教授が世話人代表 歯科インプラント治療の充実めざす…………… 22

○朝日大学歯学部

- ・「医療系大学地域連携協定」締結…………… 23
- ・海外の歯学部学生・客員研究員を受け入れ…………… 24
- ・名誉教授称号授与…………… 24
- ・災害時における相互支援協定を締結…………… 24

○愛知学院大学歯学部

- ・千田 彰歯学部教授、前田初彦歯学部教授 モンゴル民主化 20 年記念大統領顕彰受賞…………… 25
- ・歯学部とハノイ医科大学との姉妹校提携の調印式が行われました…………… 25
- ・愛知学院大学モーニングセミナー—通算開催 85 回を超える—…………… 25
- ・野口俊英教授が第 56 回春季日本歯周病学会学会賞を受賞しました…………… 26

○大阪歯科大学

- ・創立 100 周年記念館竣工式…………… 26
- ・『大阪歯科大学百年史』並びに『大阪歯科大学大学院 50 年史』の刊行…………… 27
- ・矯正歯科及び小児歯科の土曜日診療開始式…………… 27

○福岡歯科大学

- ・戦略的大学連携事業「口腔医学シンポジウム」および「連携大学学長・学部長会議」を開催しました…………… 27
- ・ミャンマーでの医療援助活動…………… 28
- ・中国医科大学口腔医学院と姉妹校協定を締結…………… 28
- ・日本歯科医学会学術大会（総会）の幹事校に内定…………… 29

<事業概要>

○一般社団法人 日本私立歯科大学協会新役員者について 30

○公益法人制度改革に伴う一般社団法人への移行について（平成 25 年 4 月 1 日設立）…………… 31

○平成 24 年度協会決算…………… 37

○平成 25 年度協会事業計画…………… 37

○平成 25 年度協会収支予算…………… 40

○総会…………… 41

○理事会…………… 46

○部会・委員会…………… 50

○事務局長会議…………… 51

<日本私立歯科大学協会関係の諸会議>

○第 18 回日本私立歯科大学・歯学部附属歯科技工士協議会…………… 52

○第 20 回日本私立歯科大学・歯学部附属病院

歯科衛生士協議会…………… 52

<新聞記事の要点>

1. 教育関係…………… 53

2. 歯科関係…………… 56

<叙勲>…………… 59

<訃報>…………… 59

<人事異動消息>…………… 60

<協会役員・部会・委員会名簿>…………… 71

<一般社団法人 日本私立歯科大学協会加盟名簿>…………… 74

<編集後記>…………… 74



日本私立歯科大学協会広報

第 67 号
平成 26 年 3 月

目次

<巻頭言>

歯科医師養成における医学教育の必要性 北村憲司… 2

<大学のニュース>

○北海道医療大学歯学部

- ・地元・地方自治体との関係強化：連携協定締結… 5
- ・2014 年度 IADR Hatton Award 最終候補者
(日本代表) に選出 (大学院生) …… 5

○岩手医科大学歯学部

- ・岩手医科大学発の革新的医療機器創出に向けて
—革新的医療機器開発支援センターについて— …… 5
- ・オープンキャンパス 2013 が開催されました …… 6
- ・歯学部臨床フォーラムが行われました …… 6
- ・「口腔内科 (オーラルメディスン) 外来」
開設のご案内 …… 7

○奥羽大学歯学部

- ・清浦有祐教授 歯科基礎医学会功労者表彰 …… 7

○明海大学歯学部

- ・13 年度歯学部海外研修 相互交流で国際感覚養う… 7
- ・PFA 国際歯学会日本部会奨学金授与式 …… 8
- ・歯学部 「子ども大学にしているま」を開校 …… 8
- ・2013 年度 歯学部公開講座
「健康」と「口腔」の関係に高い関心集まる …… 9

○東京歯科大学

- ・水道橋校舎 竣工記念講演・記念式典・祝賀会
挙行 …… 9
- ・第 8 回東京歯科大学公開講演会開催 …… 10
- ・平成 25 年度 Elective Study 報告 …… 10
- ・井上 孝教授 FDI の学術委員に就任 …… 13

○昭和大学歯学部

- ・学祖祭 開催 …… 13
- ・マダガスカル口唇口蓋裂医療協力報告会 開催 …… 14
- ・烏山病院に昭和大学発達障害医療研究センター
開設 …… 14
- ・スチューデントインストラクター表彰 …… 15

○日本大学歯学部

- ・同窓会会長に小幡氏 …… 16
- ・平成 25 年度第 1 回歯学部公開講座 口腔保健と
全身の健康シリーズ (34) …… 16
- ・平成 25 年度日本大学歯学部教育診療医研修会 …… 17

○日本大学松戸歯学部

- ・第 40 回 松戸まつり …… 17
- ・平成 25 年度第 2 回オープンキャンパス …… 17

○日本歯科大学生命歯学部

- ・生命歯学部・臨床基礎実習室を全面改修—登院前
実習に、最新鋭 PC とマネキンを配置— …… 18
- ・東京に 2 講座開設 …… 18
- ・中国・四川大学 華西口腔医学院 周院長ら
東京を訪問 …… 18
- ・華西口腔医学院 サマーキャンプに参加して …… 19

○日本歯科大学新潟生命歯学部

- ・新潟・学生 歯科医学教育学会優秀発表者賞
受賞 …… 19
- ・第 26 回姉妹校交換学生
—派遣と受入れ総計 366 人に— …… 20
- ・葛城教授 (新潟・微生物) 教育改善研究奨励賞 …… 21
- ・小倉名誉教授、経済産業大臣表彰 …… 21

○神奈川歯科大学

- ・歯髄生物学講座 武藤徳子講師が
第 9 回世界歯内療法会議 (9th IFEA) で
最優秀演題賞を受賞 …… 21

・平成 25 年度「神奈川県警察協力歯科医研修会」
が開催される …… 21

・警察官研修会の開催 …… 22

・NPO 法人 神奈川歯科大学南東アジア支援団
KDC(U)-SAS の 2013 活動報告 …… 23

○鶴見大学歯学部

- ・UNHCR「世界難民の日」シンポジウム
—信仰が支える難民保護— …… 23
- ・鶴見大学創立 50 周年 鶴見大学短期大学部
創立 60 周年 記念式典 報告 …… 24
- ・鶴見大学・鶴見大学短期大学部 UD (FD・SD)
研修会を開催 …… 25

○松本歯科大学

- ・より良い歯科医療をめざした研究が製品化
—産学連携推進の成果が実る— …… 25
- ・日本の伝統美をマウスガードに
—スポーツ歯科が新開発— …… 26

○朝日大学歯学部

- ・歯学部海外研修を実施 …… 27
- ・「特別論文賞」を受賞 …… 27
- ・「日本歯科医療管理学会」開催 …… 28
- ・海外の歯学部学生を受け入れ …… 28

○愛知学院大学歯学部

- ・歯学部 林 達秀 講師 25th Symposium and
Annual Meeting of the International Society for
Ceramics in Medicine でベストポスター賞を受賞… 28
- ・中部地区 医療・バイオ系シーズ発表会に出展… 29

○大阪歯科大学

- ・コロンビア大学歯学部長特別講演会並びに
コロンビア CE プログラム 第 3 回ニューヨーク
最新歯科治療—インプラント・審美歯科・
歯周外科—研修会 …… 29
- ・国際交流 海外協定校学生受入 2013 …… 30
- ・ひらかた市民大学 2013 …… 31

○福岡歯科大学

- ・新テニスコート落成 …… 32
- ・第 1 回 老化制御シンポジウム …… 32
- ・福岡歯科大学・福岡医療短期大学 地域連携セン
ター発足 …… 32
- ・8 大学連携 FD 研修会 …… 33

<事業概要>

○理事会 …… 34

○部会・委員会 …… 35

○事務局長会議 …… 35

○研修会 …… 35

<日本私立歯科大学協会関係の諸会議>

○第 39 回全国私立歯科大学・歯学部附属病院
看護部長会 …… 38

○第 34 回全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会 …… 38

○第 18 回日本私立歯科大学・歯学部附属病院
歯科技工士協議会 …… 38

<新聞記事の要点>

1. 教育関係 …… 40

2. 歯科関係 …… 42

<叙勲> …… 45

<訃報> …… 45

<人事異動消息> …… 45

<第 45 回全日本歯科学学生総合体育大会の成績表> …… 50

<協会役員・部会・委員会名簿> …… 53

<(社)日本私立歯科大学協会加盟名簿> …… 56

<編集後記> …… 56

(10) 受験生確保対策事業について

第1回受験生確保対策委員会（H25.10.11）において、協議の結果、平成25年度受験生確保対策事業は継続事業を中心に実施することとした。

平成25年度に実施した事業の概要は、下記のとおり。

1. 『私立大学17歯学部平成26年度入試のお知らせ』および『私立大学17歯学部問い合わせ先&アクセス一覧』（次項参照）を主要な全国の高等学校（校長及び進路指導部主事宛）に送付した。（平成25年11月）
2. 「医歯薬進学4月号（平成26年3月）」に、『私立大学17歯学部問い合わせ先&アクセス一覧』を掲載するとともに、『新しい歯科医師の時代がやってくる！—これから歯科医師をめざすみなさんへ—』を掲載した。
3. インターネット・ホームページによるPR
 - (1) ホームページ掲載内容
 - ① 全入試日程（加盟大学17歯学部の平成26年度入試日程一覧）
 - ② 加盟大学入試要項（加盟大学17歯学部の平成26年度入試要項）
 - ③ 入試結果報告（加盟大学17歯学部の平成25年度入試結果）
 - ④ 歯学部を目指す皆さんに(Q&A)（私立歯科大学の特長等についての一問一答）
 - ⑤ 協会の概要
 - (2) ホームページアドレス（URL）
<http://www.shikadaikyo.or.jp/>
<http://www.shikadaigakujukenjouhou.jp/>
4. 「全国医歯薬科大学受験相談会」の後援を行った。
5. 受験生確保対策事業費について
 - (1) 平成25年度予算額： 4,000,000円
 - (2) 平成25年度決算額： 2,503,468円
6. 平成22年度に新規事業として作成した小冊子『新しい歯科医師の時代がやってくる！』を、受験生等が直接閲覧できるよう、23年度以降、大学及び協会のホームページ上にアップしている。

(11) 研修事業について

平成25年度に実施された研修事業は次のとおりであった。

- 「第35回附属病院管理運営事務研修会」
 - ・開催日 平成25年11月7日(木)・8日(金)
 - ・世話大学 朝日大学歯学部
- 「第11回事務職員研修」
 - ・開催日 平成26年2月24日(月)・25日(火)
 - ・場所 KKRホテル東京

(12) 日本私立歯科大学協会の新法人への移行について

第2回理事会（H25.5.29）において、中原会長から、本協会の一般社団法人への移行については、4月1日に法務局への登記が滞りなく終了したので、加盟大学及び関係方面に報告を行ったことの説明があった。（別記8）

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本私立歯科大学協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国の歯学教育及び歯学研究の機関としての私立歯科大学並びに歯学部を設置する私立大学（以下「私立歯科大学」という。）の重要性に鑑み、私立歯科大学の教育、研究及び経営等に関する調査研究並びに会員相互の提携と協力によって、私立歯科大学の振興を図るとともに我が国の歯学及び歯学教育の充実、発展を期し、もって国民の健康な生活の確保に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 私立歯科大学における教育・研究に関する調査研究
 - (2) 私立歯科大学の財政基盤に関する調査研究
 - (3) 私立歯科大学における管理運営、特に経営に関する調査研究
 - (4) 私立歯科大学の教職員並びに学生の福祉厚生に関する調査研究
 - (5) 私立歯科大学の教職員の研修の開催
 - (6) 歯学及び歯学教育の国際交流
 - (7) 会報の刊行
 - (8) 学学関係諸団体との提携、協力及び援助
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した私立歯科大学を設置する学校法人の理事長、理事及び私立歯科大学の学長、歯学部長、附属病院長並びにその法人の職員であって特に定めた者のうちから4名の者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。なお、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、副会長が総会を招集する。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき招集する。

4 前項のほか、議決権を有する総正会員の10分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から4週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

5 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該総会において副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。ただし、議決権を有する者が総会に出席できないときは、法令で定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決し、又は代理人に委任することができる。その場合代理人は総会の出席者とみなし、その議決権を行使することができる。

- (3) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で、総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、総会において定める入会及び退会規程により、理事会においてその可否を決定し、これを入会しようとする者に通知するものとする。ただし、名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、会費等の納入を要しない。

4 正会員は、会費等のほか、この法人の臨時の経費を分担することがある。

5 既納の会費等は、いかなる事由があっても、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 法人としての賛助会員が解散したとき
- (3) 総正会員が同意したとき

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令及びこの定款で定められた事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び職員

(役員の設置)

第18条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 12名以上17名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第19条 理事は、学校法人が正会員の中から推薦した理事候補者につき総会の決議によって選任する。

2 監事は、総会の決議によって選任する。

3 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、この法人の理事及び使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、この法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超えない間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第24条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 2 費用弁償の額及び支給方法は、理事会の決議を経て会長が定める。

(役員以外の役職)

- 第25条 この法人に、理事及び監事以外の役職として、法人の目的及び事業の遂行に関し助言を行う顧問を置くことができる。
- 2 前項に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

(事務局及び職員)

- 第26条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

5

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受け、内閣府に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、この法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受け、内閣府に届け出なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告をこの法人の主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金処分の禁止)

- 第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、毎年6回以上、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。なお、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、副会長が理事会を招集する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事並びに理事会において選任された議事録署名人2名以内が前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

- 第32条 この法人の事業の円滑な実施を図るため、理事会は、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める委員会規則による。

6

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第41条 この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
- (1) 定款
- (2) 正会員の名簿
- (3) 第17条及び第31条の議事録
- (4) 第36条の各書類
- (5) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の第1号及び第2号の書類は永久保存としなければならない。また、第3号から第5号の書類及び帳簿は、この法人の主たる事務所に10年以上保存しなければならない。

(委任)

- 第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、中原 泉とする。

8

7

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(13) 総会、部会の開催日について

1. 第9回理事会(H26.3.24)において、小林専務理事から、現在、総会開催日には、三つの部会及び理事会も合わせて開催してきているが、非常にタイトな日程であるので、次のように変更したいとの提案があり、了承された。
 - 次回の総会開催日から、同日は、理事会と総会を開催することとし、合わせて、毎回、文部科学省、厚生労働省、あるいは私学関係の団体等からの講演時間を設けるなどの工夫を行う。
 - 三つの部会は、総会日と別の日に、協会においてそれぞれ開催する。なお、このことは、第77回総会(H26.3.24)において、小林専務理事から報告された。

(14) 厚生労働省歯科専門職の資質向上検討会について

1. 第2回理事会(H25.5.29)において、安井副会長（厚生労働省の歯科専門職の資質向上検討会委員）から、5月10日に開催された「厚生労働省の歯科専門職の資質向上検討会」においては、特に、歯科医師臨床研修に関して討議が行われたことの報告があった。（別記9）

2. 第8回理事会(H26.3.4)において、安井副会長(厚生労働省歯科専門職の資質向上検討会委員)から、厚生労働省歯科専門職の資質向上検討会は、当初、三つのWGがあり、このうち、歯科医師国家試験の不合格者に対して歯科衛生士の国家試験の受験資格を与えることについては各団体等からの反対が多くあったことから、検討会の検討項目から除外された。残りのうち一つは歯科医師臨床研修の在り方に関するWGと、もう一つは歯科技工士の国家試験の在り方に関するWGである。今後、最終の検討会が今月の24日に開催されることとなっているとの説明があった。

3. 第9回理事会(H26.3.24)において、安井副会長(厚生労働省歯科専門職の資質向上検討会委員)から、同検討会の状況について説明があり、引き続いて、歯科医師臨床研修補助金予算について付言された。(別記10)

別記9

歯科専門職の資質向上検討会 歯科医師ワーキンググループ(第3回)

議 事 次 第

日時:平成25年5月10日(金)
16:00~18:00
場所:厚生労働省 専用第23会議室(19階)

資料1

「歯科専門職の資質向上検討会」 歯科医師ワーキンググループ

資料1 歯科医師ワーキンググループの概要
資料2 歯科医師ワーキンググループの今後のスケジュール
資料3 歯科医師臨床研修制度の見直しにかかる論点について

資 料

資料1

資料2

資料3

1 開会

2 議題

(1) 歯科医師臨床研修の実施体制(管理・単独型臨床研修施設等)について

- ・竹重 文雄参考人(大阪大学 教授)
- ・関本 恒夫参考人(日本歯科大学新潟生命歯学部 教授)
- ・荒木 章純参考人(愛知学院大学 教授)

(2) 歯科医師に求められる資質等について

- ・山口 育子委員

(3) 歯科医師臨床研修制度の見直しにかかる論点について

(4) その他

3 閉会

歯科専門職の資質向上検討会

歯科医師ワーキンググループ委員

氏名	所属	役職
秋山 志郎	日本歯科大学	教授
一戸 達也	東京歯科大学	教授
伊東 隆利	伊東歯科大学	院長
小正 裕	大阪歯科大学	教授
小森 貴	日本医師会	常任理事
田山 秀雄	東京歯科大学	院長
月沢 秀樹	千葉大学	教授
中島 信也	日本歯科医師会	常務理事
堀口 勝規	九州大学	教授
久 育男	日本耳鼻咽喉科学会	副理事長
藤井 規孝	新潟大学	教授
○ 俣木 志朗	日本歯科医学教育学会	理事長
山口 育子	ささあひ医療人権センターCOML	理事長
○ 鹿島		

資料3

歯科医師臨床研修制度の周知に資する委員

氏名	所属	役職
1 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
2 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
3 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
4 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
5 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
6 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
7 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
8 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
9 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
10 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
11 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
12 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
13 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長
14 佐藤 研一	臨床研修制度推進委員会	委員長

別記10

「歯科専門職の資質向上検討会」設置要綱

1. 目的

多様化するライフスタイル、長寿化、医療技術の進展により、基礎疾患を有する高齢者の歯科診療の受診機会の増加や在宅歯科診療のニーズの増加など、国民の求める歯科医療サービスも高度化・多様化している。また、QOLの向上の観点からも、より安全・安心な歯科医療の提供の確保が求められており、歯科医師臨床研修制度の見直しや各都道府県で実施されている歯科技工士国家試験の在り方や出題基準等の検討を行うことが必要である。

これらの状況を踏まえ、本検討会においては、

- ・歯科教育モデル・コア・カリキュラムや歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書等を踏まえた到達目標等の歯科医師臨床研修制度の見直し
- ・歯科技工士国家試験等の在り方や出題基準等の検討を行う。

2. 想定される主な検討内容

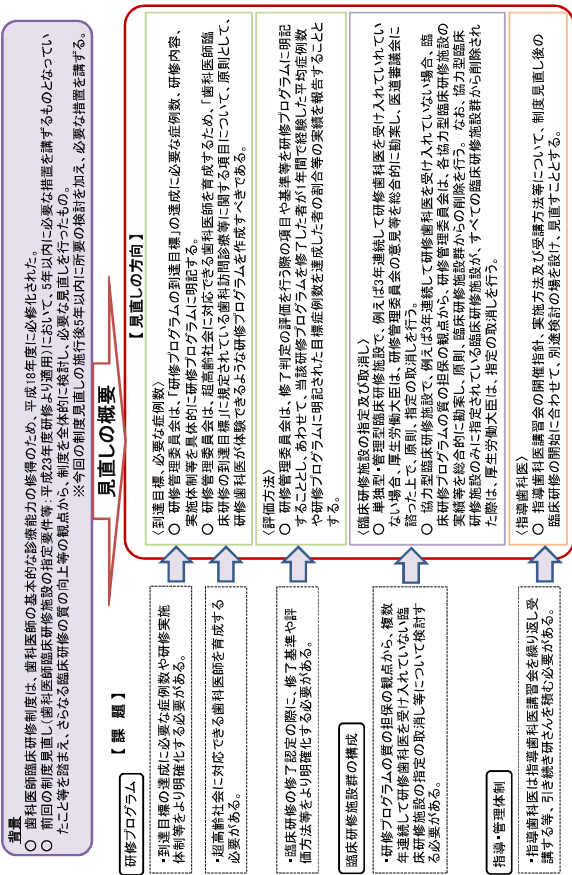
- ・歯科医師臨床研修の到達目標・歯科医師臨床研修プログラムの在り方（歯科医師として必要な基本的な資質・臨床能力の確保、医療安全、患者中心のチーム医療（多職種連携））
- ・歯科医師臨床研修の修了基準および修了認定の在り方
- ・歯科医師臨床研修の制度管理、実施機関、指導者の在り方
- ・歯科技工士国家試験の在り方や出題基準等
- ・その他、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の資質向上に関連する内容等

3. 構成

- ・座長は、検討会委員の中から互選により決定する。
- ・専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、検討会の下にワーキンググループを置くことができる。なお、ワーキンググループの座長については、検討会の座長が指名することとする。
- ・ワーキンググループの委員は、検討会の座長の意見を踏まえて、追加することが出来る。

4. 検討会の運営等

- （1）検討会及びワーキンググループの運営の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- （2）検討会及びワーキンググループの議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議録及び資料を非公開とすることができる。
- （3）検討会及びワーキンググループの職務は、医政局歯科保健課において総括し、及び処理する。



歯科専門職の資質向上検討会報告書(案)

— 歯科医師臨床研修制度のさらなる充実に向けて —

はじめに

- 近年、多様化するライフスタイル、超高齢社会、医療技術の進展等により、国民の求める歯科医療サービスも高度化・多様化しており、歯科医師臨床研修制度においても、そういった歯科医師養成を取り巻く状況に対応できる歯科医師の資質向上を図ることが必要となってきている。
- 歯科医師臨床研修(以下、「臨床研修」という。)は、平成8年6月に歯科医師法の一部を改正する法律が公布され、歯科医師法に歯科医師免許取得後に1年以上の臨床研修を行うことが努力義務として規定された。
- 歯科医師の更なる資質向上を図るため、平成12年12月に歯科医師法等の改正が行われ、平成18年4月から臨床研修を必修化することが規定された。
- 臨床研修の基本理念は、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(以下、「省令」という。)」において、「歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」と規定されている。
- 省令において、「厚生労働大臣は、この省令の施行後5年以内に、この省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」となっていたことを踏まえ、平成19年1月に「歯科医師臨床研修推進検討会」を設置し、議論を重ね、平成21年12月に「歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告」を取りまとめた。それに基づき、新たな臨床研修施設(連携型臨床研修施設)の導入、臨床研修施設の指定要件の見直し(歯科衛生士、入院症例の要件等)等が行われ、平成23年4月から適用されている。
- 今回の制度見直しについては、平成24年11月に設置した「歯科専門職の資質向上検討会」及びその下部組織として、平成25年2月に設置した「歯科専門職の資質向上検討会

1

歯科医師ワーキンググループ」において、関係者からのヒアリング、歯科医師臨床研修修了者調査等を参考に臨床研修制度及び関連する諸制度に関して議論を重ねてきた。今般、平成28年4月から適用予定である新たな臨床研修制度について、以下の報告書を取りまとめた。

I 研修プログラム

1) 到達目標、必要な症例数

【現状】

- 研修プログラムは、臨床研修の実施に関する計画であり、特色、臨床研修の目標、研修歯科医の指導体制等の事項を記載することとなっている。なお、単独型又は管理型臨床研修施設に設置されている臨床研修の実施を統括管理する機関である研修管理委員会が作成することとなっている。
- 「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(以下、「施行通知」という。)において、「臨床研修の目標」は、「歯科医師臨床研修の到達目標」(別添)を参考にして、臨床研修施設が当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標(以下、「研修プログラムの到達目標」という。)として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容であること。」と規定されている。
- 「歯科医師臨床研修の到達目標」は、「基本習熟コース」(研修歯科医自らが確実に実践できること)と「基本習得コース」(頻度高く臨床において経験することが望ましいもの)から構成されている。

【課題】

- 研修管理委員会は、
 - ・ 歯科訪問診療等の超高齢社会に対応した項目
 - ・ 異物誤飲・誤嚥等のインシデント及びアクシデントの予防等に関する項目をさらに充実させた研修プログラムを作成すべきとの指摘がある。
- 平成22年度、平成23年度に実施した「歯科医師臨床研修修了者調査」(厚生労働省医

政局歯科保健課調べ)によると、

- ・ 平成22年度については、歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院の単独型研修プログラムの者が1年間に実際に治療をした延べ患者数は、管理型研修プログラムの約半数であった。
- ・ 臨床研修を受けた施設を選んだ理由(複数回答可)として、「臨床研修プログラムが充実していること」(約42%)、「多くの症例が経験できること」(約34%)の順に回答が多かった。
- ・ 到達目標を達成するために必要な項目(複数回答可)として、「本人の努力」(84%)、「手技の実践」(約80%)、「十分な症例数」(約75%)の順に回答が多かった。

等が認められた。

- しかしながら、臨床研修を実施していく上で、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数だけでなく、研修内容や実施体制等といった研修の質も重要であるとの指摘もある。
- 研修管理委員会は、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数や研修内容、実施体制等について、研修予定者が研修プログラムを選択する際に参考にできるよう、研修プログラムに具体的に明記すべきとの指摘がある。
- 「研修プログラムの到達目標」を達成するために必要な症例数や研修内容、実施体制等について、基準を設けるべきとの指摘がある一方、これらの基準を設けると、特色のある研修プログラムを作成することが困難になるとの指摘もある。

【見直しの方向】

- 研修管理委員会は、超高齢社会に対応できる歯科医師を育成するため、「歯科医師臨床研修の到達目標」に規定されている歯科訪問診療等に関する項目について、原則として、研修歯科医が体験できるような研修プログラムを作成すべきである。
- 「研修プログラムの到達目標」に含まれる分野について、協力型臨床研修施設や研修協力施設等を活用し、研修歯科医が見学や補助ではなく、自ら診療する機会の増加に努める。
- 研修管理委員会は、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数や研修内容、実施体制等を具体的に研修プログラムに明記することとし、これらの情報は次回以降の制

度見直しの基礎資料とする。なお、研修プログラムに記載すべき事項については、別紙「研修プログラム記載例」を参照する。

2) 評価方法

【現状】

- 臨床研修の修了判定は、研修期間の終了に際し、研修管理委員会が、研修実施期間の評価、臨床歯科医としての適性を除く「研修プログラムの到達目標」の達成度の評価、臨床歯科医としての適性の評価を行い、それに基づき、管理者が修了を認めることとなっている。
- なお、臨床歯科医としての適性を除く「研修プログラムの到達目標」の達成度の評価については、施行通知において、「管理者は、研修歯科医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を行い、少なくとも到達目標に示されたすべての項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。」と規定されている。

【課題】

- 臨床研修の修了判定は、研修管理委員会が定める評価基準により適切に行われるべきとの指摘がある。
- 研修管理委員会は修了判定を行う際の評価基準等を研修プログラムに具体的に明記すべきとの指摘がある。
- 修了判定の評価を行う際の項目だけでも、標準化すべきとの指摘がある。

【見直しの方向】

- 研修管理委員会は、修了判定の評価を行う際の項目や基準等を具体的に研修プログラムに明記することとし、あわせて、当該研修プログラムを修了した者が1年間で経験した平均症例数や研修プログラムに明記された目標症例数を達成した者の割合等の実績を報告することとする。なお、これらの情報は、次回以降の制度見直しにおいて、標準化の必要性も含めた検討を行う際の基礎資料にする。

4

II 臨床研修施設群の構成

1) 臨床研修施設の指定及び取消し

【現状】

- 臨床研修施設の指定の基準及び取消しは、省令において規定されている。

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」（平成17年6月28日）（抜粋）
（指定の基準）（抜粋）

第六条 厚生労働大臣は、第四条第一項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

四 臨床研修を行うために必要な症例があること。

十一 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、第一号において引用する前項第二号から第五号まで、第七号、第十号及び第十二号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一 前項各号に適合していること。

3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定をしてはならない。

一 第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号から第十三号までに適合していること。
（平二厚労令六八・一部改正）

6

3) 研修期間

【現状】

- 歯科医師法第16条の2第1項において、「診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。」と規定されている。
- 平成26年度に届出されている研修プログラムのうち、研修期間が1年のものは約300件、2年のものは約30件であった。
- 主に病院歯科において、1年間の臨床研修修了後に後期研修を実施しているところもある。
- また、平成25年度から、指導医が研修歯科医に対し指導を行った研修期間も歯科医師臨床研修費補助金の対象となっている。

【課題】

- 臨床研修制度としての期間は、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に検討すべきであり、安易に研修期間を延ばすべきではないとの指摘がある。
- 一方で、より充実した麻酔研修や入院患者等に対する全身管理の研修を実施するため、研修期間を2年間にすることも考慮すべきとの指摘もある。

【見直しの方向】

- 今後、臨床研修制度としての期間については、研修歯科医1人が経験すべき必要な症例数や症例内容、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に見直すことが望まれる。
- より充実した麻酔研修や入院患者等に対する全身管理の研修を実施するため、2年プログラムを実施している臨床研修施設への更なる配慮も必要である。

5

（指定の取消し）（抜粋）

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

一 臨床研修施設の区分ごとに、第六条第一項から第三項までに規定するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。

二 第六条第四項第二号に該当するに至ったとき。

三 第七条から第十二条までの規定に違反したとき。

四 その開設者又は管理者が前条第二項の指示に従わないとき。

2 厚生労働大臣は、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成に変化がある場合には、当該臨床研修施設群に係る一又は二以上の臨床研修施設の指定を同時に取り消すことができる。

（平一九厚労令一〇・一部改正）

- 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」において、臨床研修病院の指定の基準に「入院患者の数については、年間3000人以上であること。」と規定されている。

【課題】

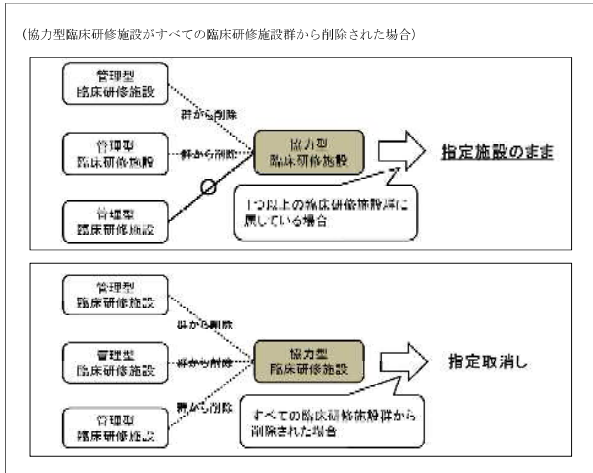
- 複数年連続して研修歯科医を受け入れていない臨床研修施設がある。
- 管理型臨床研修施設が研修歯科医の受け入れの有無等を理由に協力型臨床研修施設を臨床研修施設群の構成から削除することについて、省令等に規定されていない。
- 臨床研修施設群を構成する協力型臨床研修施設における研修歯科医の受入状況や指導体制等についての管理が不十分な研修管理委員会もあるとの指摘がある。
- 「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数等を確保するため、臨床研修施設の指定の基準として、患者数等を明確に規定することや、実態に応じた募集定員の調整等を行うべきとの指摘がある。

【見直しの方向】

- 単独型・管理型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、厚生労働大臣は、研修管理委員会の意見等を総合的に勘案し、医道審議会に諮った上で、原則、指定の取消しを行う。

7

- 協力型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、臨床研修プログラムの質の担保の観点から、研修管理委員会は、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案し、原則、臨床研修施設群からの削除を行う。
- また、協力型臨床研修施設のみに指定されている臨床研修施設がすべての臨床研修施設群から削除された際は、厚生労働大臣は、指定の取消しを行う。
- なお、複数の管理型臨床研修施設群に属している（複数の管理型臨床研修施設に対し、並行申請している）協力型臨床研修施設と各管理型臨床施設との間で、研修歯科医の受け入れ状況、研修の実施状況等について、調整する枠組みを設定することが必要である。



- 臨床研修施設の指定の基準に患者数等を規定することや、実態に応じた募集定員の調整等を行うことについて、次回以降の制度見直しにおいて、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に検討する。

Ⅲ 指導・管理体制

1) 指導歯科医

- 【現状】
- 施行通知において、指導歯科医になるためには、指導歯科医講習会の受講が必須であるが、繰り返し受講等の規定はない。
 - 指導歯科医講習会の開催期間について、「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）において実質的な講習時間の合計が16時間以上で開催すること、ワークショップ形式で実施すること等を規定している。

- 【課題】
- 指導歯科医は指導歯科医講習会を繰り返し受講する等、研さんを積みむべきとの指摘がある。
 - 連続して16時間以上指導歯科医講習会を受講することが困難な歯科医師もいるため、単位制とする等、受講しやすい環境にすべきとの指摘がある。
 - 各大学において、開催しているFD研修（※）の受講経験等も考慮すべきとの指摘がある。

（※FD（Faculty Development）
教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組。）

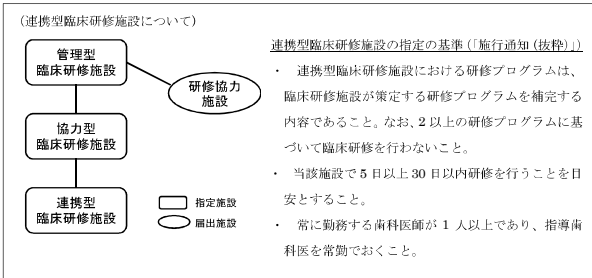
- 【見直しの方向】
- 指導歯科医講習会の開催指針、実施方法及び受講方法等について、制度見直し後の臨床研修の開始に合わせて、別途検討の場を設け、見直すこととする。

2) プログラム責任者

- 【現状】
- プログラム責任者は、指導歯科医であることが前提となっており、施行通知において、「指導歯科医及び研修歯科医に対する指導等を行うために、必要な経験及び能力を有しているものでなければならない」、「研修プログラムごとに1人配置されることが望ましい」

2) 連携型臨床研修施設

- 【現状】
- 「歯科医師臨床研修推進検査第2次報告」を踏まえた臨床研修制度見直しにより、平成23年度から新たな臨床研修施設として、「連携型臨床研修施設」を追加し、平成25年度から運用を開始したところ。



- 管理型臨床研修施設群に連携型臨床研修施設を追加する場合は、新たに臨床研修施設群を設ける必要がある。

- 【課題】
- 歯科診療所等への連携型臨床研修施設の周知が不足しているとの指摘がある。
 - 連携型臨床研修施設を追加する場合は、新たに臨床研修施設群を設ける必要がある等、手続きが煩雑であることから、指定の申請が少ないとの指摘がある。
 - 連携型臨床研修施設の在り方等について、検討を行うべきとの指摘がある。

- 【見直しの方向】
- 運用が開始されたところであるため、連携型臨床研修施設の指定申請の状況等を注視し、次回の制度見直しにおいて、その在り方等について、引き続き検討する。

- と規定されている。
- プログラム責任者の役割は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導、その他の援助を行うこととなっている。
 - 現在、厚生労働省では、プログラム責任者を養成する講習会（以下、「プログラム責任者講習会」という。）に対して補助事業を行っており、各臨床研修施設のプログラム責任者が任意で受講している。

- 【課題】
- プログラム責任者の資質向上をはかるため、プログラム責任者講習会の受講を要件にすべきとの指摘がある。

- 【見直しの方向】
- プログラム責任者講習会は指導歯科医講習会の在り方と一体的に見直すことが望まれる。

Ⅳ その他

1) 研修歯科医の地域偏在等

- 【現状】
- 研修歯科医の募集数の8割以上を歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院が占めていることから、歯学を履修する課程を置く大学のある都道府県に研修歯科医が集中している。
 - 平成25年度までに、病院歯科及び歯科診療所のうち、単独型又は管理型臨床研修施設として指定を受けた施設は、約160施設である。
 - 平成24年度厚生労働科学研究によると、研修歯科医が在籍する地域は、歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院のある地域で多く認められた。また、平成24年度医師・歯科医師・薬剤師調査においても、同様の傾向が認められた。

【課題】

- 病院歯科及び歯科診療所等が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画をさらに推進する施策等を検討し、臨床研修施設の選択肢を広げるべきとの指摘がある。
- 歯科医師の地域偏在は、研修歯科医の在籍の分布も影響しているとの指摘がある。

【見直しの方向】

- 病院歯科及び歯科診療所等が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画を推進していくために必要な施策等について、次回以降の見直しの際に、必要に応じて検討する。
- 研修歯科医の地域偏在は歯科医師の地域偏在の動向等を踏まえ、次回以降の見直しの際に、必要に応じて検討する。

2) 臨床研修制度の周知

【現状】

- 厚生労働省ホームページにおいて制度等について周知するとともに、大学関係者・都道府県担当者等に対して機会をとらえ情報提供を行っている。

【課題】

- 厚生労働省は、研修歯科医の歯科診療に対する国民の協力が得られるよう、国民に向けて制度の周知を行うべきとの指摘がある。

【見直しの方向】

- 国民に向けて、臨床研修制度を周知するための媒体を作成する。

3) 研修歯科医の採用

【現状】

- 臨床研修施設は、筆記試験や面接等を実施し、研修歯科医の採用を決定している。
- CBT(*)・OSCE(**)は、歯学を履修する課程を置くすべての大学において、臨床実習開始前に実施することになっている。

12

等のため、「診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳」（連携ログブック）を参考にしてはどうかとの指摘がある。

- 研修歯科医が本来望んでいた研修を受ける機会を確保するため、歯科医師臨床研修マッチングの特例措置については、次回の制度見直しまでの間、認めるべきとの指摘がある。

【見直しの方向】

- 研修歯科医の採用は、各臨床研修施設で筆記試験や面接等で決定しているが、その際に、客観的な指標のひとつである CBT・OSCE の結果や連携ログブックが補助的な役割となり得ることが考えられる。
- 歯科医師臨床研修マッチングの特例措置については、次回の制度見直しまでの間、認めることとする。なお、この特例措置は歯科医師マッチングにおいて、受入施設が登録した採用希望者の順位の結果を優先する。

おわりに

- 臨床研修制度が必修化され、7 年以上が経過した。指導歯科医の要件の一つとして、7 年以上の臨床経験を有することが規定されており、臨床研修を修了した者が指導歯科医として臨床研修に参画する機会が増加してきている。こういった指導歯科医が臨床研修での自らの経験を活かし、指導にあたることが望まれる。
- 今回の制度見直しにおいて、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数、研修実施体制、修了判定の評価を行う際の項目や基準等について、研修プログラムに明記することとしたため、5 年を目途とし、所要の検討を行い、必要な措置を講じていくこととする。
- 次回の見直しの際は、どのような歯科医師を育成すべきかを踏まえた上で、卒前教育、国家試験、臨床研修から始まる生涯研修（大学院進学、専門医等）を通じて、一貫した歯科医師養成を十分に考慮した検討を行うべきである。その際、諸外国の歯科医師をとりまく制度（例えば、生涯研修や専門医制度等）にも注視する必要がある。
- また、歯科医師需給問題や女性歯科医師の増加を踏まえ、出産育児等の支援を含めた歯

14

* CBT (Computer Based Testing)

臨床実習に必要な知識の総合的な理解の程度をコンピューターを用いて客観的に評価する試験

** OSCE (Objective Structured Clinical Examination)

臨床実習を開始するにあたって、具備すべき必須の診療能力を実技試験方式で評価する試験

- 研修歯科医の募集要項に、CBT・OSCE の結果を必要提出書類としている臨床研修施設もある。
- 歯科医師臨床研修マッチングの特例措置として、下記の要件を満たす受入施設、マッチ施設および研修予定者の三者が、研修プログラム開始までの間に、書面により合意に達した場合は、歯科医師マッチングの結果に関わらず、受入施設の募集定員を超えない範囲で、マッチ施設から受入施設への研修予定者の異動・受入れを認めている。

〈本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件〉

- ① 受入施設（研修予定者をマッチ施設から受入れて臨床研修を開始する施設）
 - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
 - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位登録を行っている。
- ② マッチ施設（歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設）
 - (1) 歯科大学（大学歯学部）附属病院である。
- ③ 研修予定者（歯科医師臨床研修を受けようとする者）
 - (1) 受入施設の希望順位登録を行っている。
 - (2) マッチ施設から受入施設へ異動する意思がある。

【課題】

- 研修歯科医の選考の際に、できるだけ募集定員の充足を確保する観点から、客観的な指標のひとつである CBT・OSCE の結果が補助的な役割となり得るとの指摘がある。
- 臨床研修施設は、
 - ・ 研修歯科医の選考の際に、臨床研修施設が研修予定者の臨床実習の実施状況を把握する
 - ・ 臨床研修開始時に、研修歯科医の臨床実習における到達目標の達成状況等を臨床研修施設が把握し、臨床研修を円滑に開始する

13

科医師としてのキャリア形成の在り方についても、考慮すべきである。

- 今後、本報告書をもとに、制度の一層の向上が図られることを期待したい。

15

《研修プログラム記載例》

(例1) (A 病院研修プログラム)

到達目標	研修内容	昨年度平均 経験症例数	目標 症例数	研修実施体制	修了判定基準 及び評価方法
総合診療計画	1) 一口腔単 位の治療計 画の立案	○例	○例	・外来での診査 ・抄読会並びに 症例検討会へ の参加 ・指導歯科医と の検討	研修歯科医手 帳を用い、指導 歯科医が評価 を行う。 (ただし、○例 以上経験して いることが必 要。)
【一般目標】					
効果的で効率の良い歯科診 療を行うために、総合治療計 画の立案に必要な能力を身 に付ける。					
【行動目標】	2) 症例検討 会での報告	○例	○例		
① 適切で十分な医療情報を 収集する。					
② 基本的な診察・検査を実 践する。					
③ 診察・検査の所見を判断 する。					
④ 得られた情報から診断す る。	3) 患者への 治療計画の 説明と同意	○例	○例		
⑤ 適切と思われる治療法お よび別の選択肢を提示する。					
⑥ 十分な説明による患者の 自己決定を確認する。					
⑦ 一口腔単位の治療計画を 作成する。					

別紙

(例2) (B 大学附属病院研修プログラム)

	研修内容・実施体制	研修の評価と修了認定
臨床基本 研修	・講習会等出席：安全対策研修会（年2回）、感 染対策講習会（年2回）、AED講習会（年1回）、 医療機器安全管理に関する研修（年2回） ・研修歯科医セミナー（毎週） ・臨床症例発表会	オリエンテーション、各種講習会、研修歯 科医セミナーの出席を評価する。研修歯科 医セミナーでは報告書を提出し、研修プロ グラム責任者が評価する。
協力型臨 床研修施 設での研 修	各協力型臨床研修施設のプログラムによる研修 を行う。	協力型臨床研修施設で研修している研修歯 科医は、「1週間のフィードバック」を毎週、 歯科臨床研修センターに提出し、研修プロ グラム責任者が評価する。 研修期間終了時に、歯科臨床研修センター で作成した研修歯科医評価表・概略評定に より各協力型研修施設の指導歯科医が評価 し、歯科臨床研修センターに提出する。
総合診療 研修	総合診療室で一口腔単位の総合診療による研修 を行う。	研修歯科医手帳の評価チェック表に基づ き、ケース認定リクワイアメント等を確認 しながら指導歯科医が確認を行う。研修歯 科医は、「1週間のフィードバック」を毎週、 歯科臨床研修センターに提出し、研修プロ グラム責任者が評価する。
ローテー ション研 修	保存科系・補綴科系・口腔外科系のうち、3系 を4ヵ月毎にローテーションする。	それぞれの診療科が設定した行動目標につ いて、自己評価、指導歯科医による評価を 行う。研修態度、研修達成度を総合的に評 価する。研修歯科医は、「1週間のフィード バック」を毎週、歯科臨床研修センターに 提出し、研修プログラム責任者が評価する。
全身管理 研修	全身管理研修診療科で概ね1ヵ月（半日/週 40 週、1日/週 20週）の研修、あるいは口腔外 科ローテーションにおける病棟研修が病棟施設 のある協力型臨床研修施設にて研修を行う。	それぞれの診療科が設定した行動目標につ いて、自己評価、指導歯科医による評価を 行う。研修態度、研修達成度を総合的に評 価する。

16

17

選択研修	歯科麻酔外来、高齢者歯科、障害者歯科、イン プラント外来、顎関節治療部、矯正歯科外来、 歯科放射線外来、小児歯科外来にて研修を行う。 各診療科が提示する選択研修プログラムを研修 歯科医が選択し、選択研修希望表を提出する。	それぞれの診療科が設定した行動目標につ いて、自己評価、指導歯科医による評価を 行う。研修態度、研修達成度を総合的に評 価する。
------	--	---

(別添) B 大学附属病院研修プログラム)

(到達目標)	研修内容	目標 症例数	昨年度 平均経験 症例数	昨年度目 標症例数 達成者率
高頻度治療				
【一般目標】				
一般的な歯科疾患に対処するために、高頻 度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能 力を身に付ける。				
【行動目標】				
① う蝕の基本的な治療を実践する。	1) レジン修復	○例	○例	○%
② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	2) 歯内治療	○例	○例	○%
③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	3) 歯周治療	○例	○例	○%
④ 抜歯の基本的な処置を実践する。	4) 口腔外科処置	○例	○例	○%
⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践 する。	5) 歯冠補綴治療 6) 部分床義歯治療 7) 全部床義歯治療	○例 ○例 ○例	○例 ○例 ○例	○% ○% ○%

資料2-2

歯科専門職の資質向上検討会報告書(概要)(案)
ー 歯科技工士国家試験の全国統一化に向けてー

【背景】

- 厚労省の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が標準資格知事免許から厚生大臣免許(当番)になったが、実地試験の実施の面から試験
仕方の統一、歯科技工士養成施設の新設促進等が求められ、平成24年11月に「歯科専門職の資質向上検討会」で了承され、歯科技工士法の改正法案が、国会に提出
されたことである。
- 歯科技工士国家試験の全国統一化については、平成24年11月に「歯科専門職の資質向上検討会」で了承され、歯科技工士法の改正法案が、国会に提出
されたことである。
- 歯科技工士国家試験の全国統一化について検討を行うにあたり、歯科技工士の資質向上のため、歯科技工士の養成についても併せて検討を行った。

見直しの方

【課題】

歯科技工士の養成

- ・教育内容の大綱化を図り、単位制の導入が必要で
ある。
- ・専任教員については、教員の質により学生に教授
する方法が異なる可能性があるため、専任教員の養
成や教育が必要である。
- ・養成施設で備える模擬装置等は、歯科技工に係る
技術革新やその教育方法の進化により、不要となっ
ている物や新たに追加するべき物がある。

歯科技工士国家試験

- ・試験地については、指定される受験者数や試験の
実施体制等を考慮する必要がある。
- ・学地試験の試験科目や出題基準は、見直しを予定
している教育内容の大綱化を踏まえ、検討す
る必要がある。
- ・実地試験は、歯科技工士は技能評価するために
必要であり、その内容については客観的評価が可能
なものである必要がある。
- ・合格基準は、科目別の試験問題数にばらつきがあ
り、その科目の総点数の30%未満のものがある場合
は不合格とする。試験問題数が少ない場合は、一
題の比重が高くなる。

- 養成施設が独自性を発揮して、弾力的なカリキュラムの編成に積極的に取り組めるように、最低
限必要な知識や技能を身に着け、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入に向けて検討を行い、そ
の導入時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- 専任教員の要件として、歯科技工の業務に従事した年限等を追加することや教員のための講習
会等を充実していく。
- 養成施設が教育のために備えるべき機械器具等は、歯科技工を実施するための施設や教育設備を考
慮した上で、改善を行う必要がある。
- 試験地については、指定される受験者数や他の医療関係機関の国家試験の実施体制等を踏ま
えた上で、決定する必要がある。
- 学地試験は、一題1〜2分程度を基準として20題程度とし、出題形式は原則として客観式の四肢
択一として、緊急時については指定しない方向で検討する。
- 試験科目や出題基準については、教育内容の大綱化を踏まえ、その導入時
期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- 歯科技工士として必要な知識及び技能について、学地試験のみで評価することは困難であるた
め、実地試験で評価することが必要である。
- 客観的評価が可能である試験内容を検討する。
- 科目別の試験問題数のばらつきをなくするため、試験問題数が少ない科目については、それらの科
目を合わせて「科目群」を設定することを検討する。
- 「総点数の40%以上の者を合格とする。ただし、科目群を設定し、その科目群の総点数の30%未
満のものがある者は不合格とする。」として、歯科技工士国家試験の合格を決定することが望ましい。

18

歯科専門職の資質向上検討会報告書（案）

一 歯科技工士国家試験の全国統一化に向けて一

1. はじめに

- 我が国では多様化するライフスタイル、人口の急速な高齢化、医療技術の進展により、基礎疾患を有する高齢者の歯科診療受診機会の増加や在宅歯科医療のニーズの増加等、国民の求める歯科医療サービスは高度化、多様化している。
- このような中、平成 23 年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立し、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の責務が明文化され、歯科口腔保健を総合的に推進していくことが必要とされている。
- 歯科技工技術はめざましい進歩をとげてきており、国民に安全で質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士に係る教育を充実させ、より資質の高い歯科技工士を養成していくことが不可欠である。
- そのため、平成 24 年 11 月に「歯科専門職の資質向上検討会」（以下、「検討会」という。）を新設し、本検討会の中で歯科技工士の国家試験の全国統一化等について議論を深めるため、「歯科技工士ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）の設置が認められ、現在まで検討会を計 3 回とワーキンググループを計 7 回行い、これまでの議論、検討の結果を取りまとめたので、ここに報告する。

2. 歯科技工士の養成について

(1) 教育内容の見直し

- 1) 教育内容の大綱化と単位制の導入
〈現状〉
- 指定基準の教育内容は、歯科技工士学校養成所指定規則において、学科目ごとの時間制を採用している。
- 歯科衛生士等の他の医療関係職種に指定基準の教育内容は、学科目が大綱化され、単位制を採用している。

歯科技工士学校養成所指定規則

- 第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりである。
三 別表の学科課程を有すること。

1

- しかし、学生が歯科技工を実施する施設を訪れ、見学等をするについては、受入れ体制等を整える必要がある。

〈見直しの方向性〉

- 養成施設が独自性を発揮して、積極的に弾力的なカリキュラムの編成に取り組めるように、最低限必要な知識や技能を見直し、別紙 1 を参考とし、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入に向けて検討する。
- ただし、教育内容の大綱化及び単位制を導入する場合は、教育現場の混乱を避けるとともに、歯科技工士国家試験の出題範囲を明確にするため、出題基準の見直しも併せて行う必要がある。
- 教育内容の大綱化と単位制の導入の時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- また、教育内容については、歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化にも対応できるように、CAD/CAM やインプラント等についても追加することが必要であると考えられるが、新たな器具や機械の整備等により養成施設に多大な負担がかからないように配慮する必要がある。

(2) 教育体制の見直し

- 1) 歯科技工士学校養成所指定規則の改正について
〈現状〉
- 歯科技工士学校養成所指定規則において、歯科技工士の修業年限は二年以上と規定しており、学生の学級定員については、一学級 10 人以上 35 人以内としている。
- 専任教員については、歯科技工に関して相当の経験を有する歯科医師、歯科技工士とすることとしている。

歯科技工士学校養成所指定規則

- 第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりである。
二 修業年限は、二年以上であること。
（略）
四 前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師二人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。

〈課題〉

- 歯科技工士の教育内容を更に充実したものとするためには、養成施設の修業年限の延長や学級定員の減員について、検討する必要があるとの指摘がある。

3

別表（第二条関係）

学科目	総時間数
外国語	三〇
造形美術概論	一五
関係法規	一五
歯科技工学概論	五〇
歯科理工学	二二〇
歯の解剖学	一五〇
顎口腔機能学	六〇
有床義歯技工学	四四〇
歯冠修復技工学	四四〇
矯正歯科技工学	三〇
小児歯科技工学	三〇
歯科技工実習	五二〇
小計	二、〇〇〇
選択必修科目	二〇〇
合計	二、二〇〇
備考	
1 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。	
2 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は 歯科技工士によって教育するものとする。	
3 選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。	

〈課題〉

- 養成施設が独自性を発揮して、弾力的なカリキュラムの編成に積極的に取り組めるように、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入が必要である。
- 教育内容を学科目ごとの時間制から単位制に変更する場合、教育現場で混乱が生じないように、事前に広く周知する必要がある。
- 歯科技工士学校指定規則に規定する歯科技工実習について、養成施設で行う基礎的な実習のみでは、歯科技工を実施する施設の仕組みが理解できておらず、資格を取得した直後に業務を円滑に実践することができないとの指摘がある。

2

- しかし、短期間のうちに修業年限の延長を行う場合、学生の確保や施設設備の増設等に伴う費用負担が必要となる等、養成施設における経営上の問題も指摘されている。
- また、学級定員の減員を行う場合、養成施設における経営上の問題等から、質の高い教員の確保が困難になるとの指摘もある。
- 専任教員については、教員の質により学生に教授する方法が異なる可能性があるため、専任教員の養成や教育が望まれる。

〈見直しの方向性〉

- 専任教員の養成、教育が課題として挙げられていることから、今後は専任教員の要件として、歯科技工の業務に従事した年限等を追加することや教員のための講習会等を充実していく。

2) 歯科技工士養成所指導要領の改正について

〈現状〉

- 養成施設の指定や変更の承認の申請については、授業を開始しようとする日（変更承認にあっては、変更を行う日）の「5 か月前まで」に、申請書は都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないが、歯科衛生士等の他の医療関係職種では「6 か月前まで」としている。
- 養成施設の入学審査のため、学生は健康診断書を提出しなければならないが、歯科衛生士等の他の医療関係職種においては、入学審査のために学生に健康診断書を求めていない。
- 養成施設が備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科技工に係る技術革新やその教育方法の変化により、不要となっている物や新たに追加するべき機械器具等がある。
- 寄宿舎については、通知を行った昭和 51 年当時と比べ、学生のニーズや養成施設の考え方が変化している。

歯科技工士養成所指導要領

第二 一般的事項

- 1 歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号。以下「指定規則」という。）第二条第一項に基づく指定の申請及び第四条第一項の変更の承認の申請を行うに当たっては、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては、変更を行う日）の五か月前までに、申請書を養成所の設置予定地（変更の承認にあっては養成所の所在地）の都道府県知事を経由して厚生大臣に提出すること。
（略）
第三 学生に関する事項
2 入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等大学に入学することができることを証する書類調査書および健康診断書を提出させること。
（略）

4

第七 教育用機械器具、標本、模型および圖書に関する事項 1 教育に必要な機械器具、標本および模型は、別表を基準として同時に実習を行う学生数に応じて備えられていること。 (略) 第八 寄宿舎に関する事項 1 寄宿舎がある場合には、学生一人当りの居住面積は三・三平方メートルとし、原則として室ごとの定員は四名以内とすること。やむを得ず多人数を一堂に居住させる場合は勉学の妨げとならないよう適当な措置が講じられていること。 2 洗面所及び便所は、学生の数に応じて不自由のないよう整備されていること。 3 保健衛生、休養、面会および娯楽に必要な施設が設けられていること。 4 男女の学生を寄宿舎に収容する場合は、男子と女子とを同一のむねに収容してはならない。ただし、完全な区画を設け、かつ出入口を別にした場合には、この限りでない。 5 寄宿舎には舎監をおくこと。 6 寄宿舎の維持管理に関するその他の注意事項は、事業附属寄宿舎規程(昭和二年一〇月三十一日労働省令第七号)に準ずること。
--

〈見直しの方向性〉

- 養成施設の指定や変更の承認申請については、他の医療関係職種と整合性を保つため、授業を開始しようとする日(変更承認にあっては、変更を行うおとする日)の「5 か月前まで」を「6 か月前まで」とすることが適切と考えられる。
- また、他の医療関係職種との整合性や現代のニーズに鑑み、健康診断書及び寄宿舎に関する事項を削除することが適切であると考えられる。
- 養成施設が教育のために備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科技工を実施する施設や教育現場を考慮した上で、別紙2の内容を参考とした改善を行う必要がある。

5

〈見直しの方向性〉

- 試験に合格した者が、できるだけ速やかに歯科技工の業務に従事できるように、年度内に合格発表を実施する。
- 試験地については、想定される受験者数や他の医療関係職種の国家試験の実施体制等を踏まえた上で、決定する必要がある。

(2) 学説試験について

〈現状〉

- 都道府県が実施している歯科技工士国家試験の筆記試験問題数は、記述式や語句記入式を含めて、60 題から 100 題(平均 80 題程度)である。

〈課題〉

- 1) 試験科目
 - 試験科目については、歯科技工士法施行規則で歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規と規定しているが、見直しを予定している教育内容の大綱化を踏まえた上で、検討する必要がある。
- 2) 出題基準
 - 平成 24 年版歯科技工士国家試験出題基準についても、見直しを予定している教育内容の大綱化を踏まえた上で、改善を検討すべきである。
- 3) 出題形式
 - 歯科医師国家試験等は 5 肢以上の択一形式の問題も採用しているが、5 肢以上の選択肢を作成することにより、試験問題作成に係る体制を強化する必要が生じ、試験委員の確保が困難になるとの指摘がある。
- 4) 試験問題数
 - 試験問題数は、実地試験の出題内容を考慮した上で、決定すべきであるとの指摘もある。
- 5) 試験時間
 - 受験生が試験問題を解くために、十分に判断できる試験時間を確保する必要があるとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 試験科目については、教育内容の大綱化を踏まえた別紙 1 を参考として、見直す必要がある。
- 平成 24 年版歯科技工士国家試験出題基準についても、教育内容の大綱化を踏まえた別紙 3 を参考として、見直す必要がある。

7

3. 歯科技工士国家試験について

〈現状〉

- 昭和 57 年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許(現在は厚生労働大臣免許)になったが、実地試験の実施の面から試験は当分の間、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 試験科目、試験時間、合格基準や出題基準等は「歯科技工士国家試験実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)で厚生労働省が定めており、試験形式等の詳細な事項に関しては、都道府県知事が試験委員会を開催して、試験問題を作成している。
- 歯科技工士国家試験の全国統一化については、平成 24 年 11 月に「歯科専門職の資質向上検討会」で了承され、歯科技工士法の改正法案が国会に提出されたところである。

歯科技工士法

第十二条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。
2 前項の規定により厚生労働大臣が行う試験に関する事務の全部又は一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和 57 年法律第 1 号)

附則第二条 歯科技工法の一部を改正する法律(平成六年法律第 1 号)による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。

(1) 実施体制について

〈課題〉

- 試験及び合格発表の日時については、現在は都道府県で決定し、年度内に合格発表を行っているため、試験を統一化した後でもできるだけ速やかに歯科技工士免許の登録ができるように、合格発表の日時を設定すべきとの指摘がある。
- 学説試験と実地試験を同じ日に行うと、受験者の負担が過大であるため、別の日に設定することが望ましいとの指摘がある。
- 試験運営の効率性等を図る観点から、試験地を集約する必要がある、また、実地試験については、歯科技工を行うことができる実習室等を確保する必要がある。
- 試験地については、想定される受験者数や試験の実施体制等を考慮する必要がある。

6

- 教育内容の大綱化を踏まえた出題基準の導入の時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- 受験者の知識、技能をより適切に評価する観点から、原則として出題形式は客観式の 4 肢択一とし、禁忌肢については設定しない方向で検討する。
- ①CAD/CAM やインプラント等の歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化等を評価するため、出題範囲を拡げる必要があること、②出題形式を原則として 4 肢択一とすること等から、試験問題数については、120 題程度が妥当である。
- 試験時間は 1 題 1 ～ 2 分換算を基準として、試験時間を決定することが望ましい。

(3) 実地試験について

〈現状〉

- 実地試験は、実施要綱や「歯科技工士国家試験における実地試験実施マニュアル」に基づき、実施している。
- 実地試験は、共通問題 3.5 時間(全部床義歯の人工歯排列及び歯肉形成、歯形彫刻)と任意問題 2 時間(ろう型形成、線屈曲等)で実施しており、試験問題数は、平均 4 題である。

〈課題〉

- 現在、他の医療関係職種では、国家試験で実地試験を行っているものではなく、学説試験の臨床問題等で技能を担保している。
- ①歯科技工士は歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者であること、②歯科技工士学校養成所指定規則に規定する学科課程では、歯科技工実習が全体の約 1/4 以上を占めており、他の医療関係職種より教育上で実習に費やす時間の割合が大きいこと等から、実地試験により技能を評価すべきとの指摘がある。
- 歯科技工士は歯科技工指示書等に基づいて補てつ物を製作する必要があることから、実地試験はこれらを考慮したものとするべきであるとの指摘がある。
- 実地試験の内容は、例えば、歯形彫刻やろう型形成、線屈曲等の客観的な評価が可能なものに限定すべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 歯科技工士として必要な知識及び技能について、学説試験のみで評価することは困難であるため、歯科技工士国家試験においては、実地試験で技能を評価していくことが必要であると考えられる。
- 実地試験については、歯科技工士として必要な知識及び技能について、客観的評価が可能である試験内容を検討する。

8

(4)合格基準について（実地試験を含む）

〈課題〉

- 現在、科目別得点のいずれかが、その科目の総点数の 30%未満のものがある場合は不合格となるが、科目別の試験問題数にばらつきがあり、試験問題数が少ない場合は、一題の比重が高くなるとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 科目別の試験問題数のばらつきをなくするため、試験問題数が少ない科目については、それらの科目を合わせて「科目群」を設定することを検討する。
- 合格基準については、「総点数の 60%以上の者を合格とする。ただし、科目群を設定し、その科目群の総点数の 30%未満のものがある者は不合格とする。」として、歯科技工士国家試験の可否を決定することが望ましい。
- 科目群の総点数の 30%未満のものを不合格とする場合は、試験問題数が少ない科目群で一題の比重が著しく大きくなるように配慮すべきである。

4. 今後検討すべき課題

- 国民に安全で質の高い歯科医療を提供する観点から、教育内容を更に充実し、歯科技工士の資質向上を図るためには、修業年限の延長や学級定員の減員について検討が必要との指摘がある。歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化への対応といった歯科技工を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて次回の見直しの際に検討すべきである。
- 歯科技工実習については、養成施設で行う基礎的な実習のみであり、資格を取得した直後に業務を円滑に実践することが困難との指摘がある。学生が歯科技工を実施する施設を見学等することについては、受入れ施設の実態を調査した上で、体制を整える必要がある。

5. おわりに

- 本検討会では、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。
- 今後も時代の変容により、歯科技工士を取り巻く環境が変化する可能性は十分に考えられるため、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験については、必要に応じて見直しを行う。
- 本報告書に基づき、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化がより適切に行われることを期待する。

別紙 1

参考(単位)

科目	科目別試験(単位)
外国語	30
基礎医学概論	15
臨床工学概論	15
歯科技工学概論	30
歯の解剖学	150
歯口腔衛生学	30
歯科材料学	200
歯科衛生学	40
歯科放射線学	40
歯科倫理学	30
歯科英語学	30
歯科工学実習	200
合 計	2,200

教育内容と必要な単位数および教育目標について(案)

教育目標	教育内容	単位数(単位)
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	5
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	3
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	7
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	7
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	12
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	13
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	2
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	2
歯科技工士の養成	歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。	11
合 計		62

(15) 日本歯科医師会から文部科学大臣への要望書の提出について

第 8 回理事会 (H26. 3. 4) において、川添会長から、資料により、昨年 11 月 14 日に、日本歯科医師会から文部科学大臣に行った要望について、その要望書(写)を 12 月 12 日に会長から全役員へ送ったことの説明があり、その後、文部科学省や日本歯科医師会から特にこのことで協会への連絡は無いことが付言された。

(16) 私学関係諸団体との提携・協力及び援助について

知識と技術の向上を図り、歯科医療の発展に寄与することを目的として活動を行っている下記の 5 つの団体に対して、その活動を後援するため助成金を交付した。

- 全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会
- 全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会
- 日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会
- 日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士協議会
- 全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会